

第四百十四回 参議院内閣委員会會議録第二号

平成九年三月十七日(月曜日)
午前九時五十六分開会

委員の異動

三月十三日

辞任

笠井 亮君

補欠選任

阿部 幸代君

三月十四日

辞任

岡野 裕君

補欠選任

大野つや子君

阿部 幸代君

笠井 亮君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鎌田 要人君

板垣 正君

鈴木 貞敏君

鈴木 正孝君

清水 澄子君

海老原義彦君

大野つや子君

狩野 安君

村上 正邦君

矢野 哲朗君

依田 智治君

大久保直彦君

永野 茂門君

山崎 力君

角田 義一君

齋藤 勤君

笠井 亮君

藤澤 弘君

北澤 俊美君

内閣委員

伊藤 忠治君

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(総務庁長官)

政府委員

内閣参事官

兼内閣総理大臣

官房人事課長

内閣審議官

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長

内閣法制局第二

部長

人事院総裁

人事院事務総局

給与局長

人事院事務総局

職員局長

内閣総理大臣官

房審議官

兼内閣審議官

内閣総理大臣官

房管理室長

総務庁人事局長

総務庁行政監察

局長

総務庁統計局長

総務庁統計局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

部長

法務省民事局長

説明員

常任委員会専門

田中 久雄君

内閣総理大臣官

房男女共同参画

室長

経済企画庁国民

生活局国民生活

政策課長

経済企画庁経済

研究所国民経済

計算部長

大蔵省銀行局総

務課金融市場室

長

厚生省社会・援

護局業務第一課

長

農林水産省経済

局農業協同組合

課長

郵政省貯金局経

営企画課長

労働省労働基準

局賃金時間部勞

働時間課長

労働省婦人局婦

人労働課長

名取はにわ君

藤田 隆成君

根本 博君

藤塚 明君

竹之下和雄君

高橋 賢二君

藤岡 道博君

松井 一實君

草野 隆彦君

本日の会議に付した案件

○国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○男女共同参画審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鎌田要人君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月十四日、岡野裕君が委員を辞任され、

その補欠として大野つや子君が選任されました。

○委員長(鎌田要人君) 国家公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院内閣委員長伊藤忠治君から趣旨説明を聴取いたします。伊藤委員長。

○衆議院議員(伊藤忠治君) ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、在籍専従制度は、しばらくの間、国家公務員法に規定されず、人事院規則で手当てされておりましたが、ILO第八十七号条約批准に伴う昭和四十年の国家公務員法の改正によって法律上明文化されることとなったものであります。

当初、在籍専従期間は、在職期間を通じ三年を超えない期間とされておりましたが、第三次公務員制度審議会の答申を受け、昭和四十六年の法改正によって、五年を超えない期間に改められました。さらにその後、現業職員については、昭和六十三年に改正された国営企業労働関係法の附則において、国営企業の運営の実態にかんがみ、五年とされている在籍専従期間の上限を、当分の間、七年以下の範囲内で労働協約で定める期間とされたところであります。

ところが、非現業職員については、同じ公務員でありながら同様の措置が講じられていないのが現状であり、両者の均衡を図ることが求められてきたところであります。

次に、その内容について御説明いたします。

本案は、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、現行法上五年とされている在籍専従期間の上限を、当分の間、七年以下

の範囲内で人事院規則で定める期間とするものであります。

なお、この法律は平成九年四月一日から施行しようとするものであります。

本案は、衆議院内閣委員会において全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鎌田要人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。

国家公務員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鎌田要人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鎌田要人君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武藤総務庁長官。

○国務大臣(武藤嘉文君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成八年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、平成九年四月分から、恩給年額を〇・八五%引き上げようとするものであります。

第二点は、遺族加算及び寡婦加算の年額の増額であります。

これは、遺族加算の年額について、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、平成九年四月分から、公務員関係扶助料に係るものにあつては十三万三千八百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては八万六千五百円にそれぞれ引き上げるとともに、寡婦加算の年額について、平成九年四月分から、普通扶助料を受ける六十歳以上の妻または扶養遺族である子が一人ある妻に係るものにあつては十五万八千円等に引き上げようとするものであります。

第三点は、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改善であります。

これは、六十歳以上の短期在職の旧軍人に給する普通恩給またはその妻子に給する扶助料等について、高齢者、寡婦等の優遇の趣旨により、平成九年四月分から、その年額の計算の基礎となる仮定俸給の格付を一号俸引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(鎌田要人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○海老原義彦君 自民党の海老原義彦でございます。

本日は、武藤総務庁長官に若干伺いました後、関係省庁からもいろいろと聞きたいことございますので、お答えいただくことになるかと思ひます。

一番初めに、武藤大臣に申し上げます。

今回の恩給改善は、〇・八五%のべア、それから短期在職者の仮定俸給の一号俸引き上げ、さらには遺族加算、寡婦加算の引き上げ、大変バランスよく、各方面に配慮の行き届いた改善でございます。お手並みのほどをつくづくと感心するとともに、厚く感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

今回の改善の中でなかんずく私どもが重要だと考えておりますのは、短期在職者の仮定俸給の一号俸引き上げでございます。これは言うなれば、これまで最低保障という社会保障的な枠にとらわれておりました恩給制度を一步国家補償の方向に改善したという画期的なことでございます。なおこれを引き続きあと三号はどうしてもやらにやらぬという問題もございまして、それはしばらくおきまして、いずれにいたしましても、国家補償の方向に踏み切られたということは、まことにありがたいことでございます。これはもう恩給受給者が本当に感激しております。

あわせて、昨年十二月五日の当委員会におきまして武藤総務庁長官から国家補償について大変前向きな御発言がございました。恩給の基本的性格は国家補償であるという御趣旨の御発言をいたしておりました。これも受給者が大変喜んでおるところでございますが、もう一回その御趣旨の御発言、恩給の基本的性格についてこの恩給法の審議の冒頭に当たりお話しただきたいと思うわけでございます。

○国務大臣(武藤嘉文君) 前の委員会でも申し上げたわけでございますが、恩給というものは制度としては非常に古いものでございましてけれども、年金制度が普及してきてからは正直その対象もなくなつたわけでございます。

いずれにしても、年金制度が普及する前、国の

ために長い間本当に一生懸命御努力をいただいた公務員の方々、あるいは不幸にして国のために戦争でお亡くなりになった方々の御遺族、あるいは国のために戦争で傷病をお受けになった方々、あるいは長い間戦地で御苦勞にたいて日本の国のために戦つてこられた方々、あるいはその御遺族という方々を対象にしているわけでございます。まして、当然保険的な性格を持っている年金とは違つて、恩給は、その意味において恩給というものは国家補償の性格を持っているものと、こういう考え方から立て、今大変お褒めをいただきましたけれども、ことしも財政再建元年ということで非常に厳しい財政状況の中で予算を組んだわけでございますが、その点を主張いたしまして、私どもとしてはできる限りのことをやりました。

私どもは、今後とも少くとも恩給という制度に對しましては、そのような考え方から立てて改善に向かつて努力をしてみたいと思つております。

○海老原義彦君 ありがとうございます。

恩給受給者はかつて日本国の危機に際して赤紙一枚で召集を受けて、あるいは倒れ、あるいは傷つき、生きて帰つた者もとうとう青春の大事な時期、これから人生を築こうという大事な時期をこのためにささげたという方々でございます。これに對する恩給というものは国がもう過去の約束として補償しなければならぬという性質のもではないかと思つております。

現在、行政改革あるいは財政再建、いろいろ難しい問題がございまして、行政改革、財政再建について聖域を設けないということが基本である、これは当然のことでございます。しかし、恩給の国家補償につきましても、これは聖域を設ける設けない以前の問題である。過去の犠牲に對する補償であるということから、恩給制度あるいは恩給行政というものは今後恩給受給者が一人でも残る限り継続するんだと、私はそうあるべきだと思つておりますが、長官の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(武藤嘉文君) 今も申し上げましたよ

うに、平成九年度の予算も実は大変厳しい中で予算編成をやったわけでございます。その中において、恩給制度というものは先ほど申し上げましたように国家補償的な性格を持つておる、ほかの年金とは違うんだという観点から努力をし、財政当局も理解を示したと私は承知をいたしておるわけでございます。私どもは今後も聖域を設けず財政の立て直しをしていかなきゃならない、歳出すべてについて見直しをしなきゃいけないのは当然でございまして、恩給制度というものはそういう性格であるという考え方に立って私は私なりに努力をしてまいりたいと思っております。

こういふことまで言うのがいいかどうか存じませんが、本当に受給者はもう高齢化してしまわれたわけでございまして、先ほど申し上げたように年金制度が普及してからは恩給制度はなくなっている、要は受給者はふえていないわけでございまして、高齢の受給者だけを対象にしているこの恩給制度、そして不幸にして毎年毎年どんどん何万人という失権者がふえてきているわけでございまして、予算だけを考えれば金銭的にも非常に減ってきているわけでございまして、そういう面で、聖域を設けずという形はとりながらも、結果的には私は恩給受給者の処遇改善についての財源というものは確保できるのではないかとこのように今考えております。

○海老原義彦君 恩給制度の今回の改善、これは先ほど画期的なものだと申し上げましたけれども、まだまだ改善しなきゃならないことはたくさんあるわけでございまして。

さつきちょっと申しましたが、長期、短期の格差は正のためだけでもまだ三号俸引き上げにやならぬ。ことしの暮れの予算編成のときにはぜひその三号俸引き上げをお願いしたい、これは要望でございまして、お願いいたします、きょうは関係各省の方に恩給周辺の問題を伺いたいと思っておりますので、そちらへ移りたいと思います。

まず、厚生省にお願いいたします。

厚生省に伺いたいのは、恩給と密接に関係ございます軍歴の問題でございます。現地召集とかあるいは現地除隊とか、そういったことで兵籍がついたり失われたりする。両方に問題あるんですが、なかなかすぐ取り上げたいのは現地除隊の方の問題でございます。

その前に現地召集の方の問題も申し上げます。これはお答えいただくことなく結構ですが、後で御検討いただくとしてちやんと申し上げます。

例えば終戦時に満州においてソ連軍が侵入してきたとき、銃をとれる壮年男子はみんな現地召集になった。それで兵籍に入りまして、それからシベリアに抑留されても軍人としてつながつておるといふことで、これは恩給法上の基礎は職年になるといふことになりました。

ところが、例えば南方のサイパン島などにおきましては、軍属として飛行場建設に従事していた者が、米軍が上陸したといふことで一緒に武器をとって戦え、戦える者はみんな鉄砲を持って玉砕突撃をしるという命を受けまして、そこで亡くなった方も多数いるし、また不幸にして倒れたまま捕まりまして抑留されて帰ってきた方もいる。

こういう方々は軍属身分のままでございまして、軍人としての期間の通算がない、こういったようなことがあるわけでございまして、これは現地召集する手続的な時間がなかったにすぎないのでありまして、満州と全く状況は同じでありますから、現地召集を受けたと同様のことはできないか、何で形式的にそこまでこだわらなければならないか、問題があるんですが、これは後日改めてお聞きすることになります。

きょう伺いたいのは、山西省で終戦後も残りまして閻錫山の部隊に編入されて中国人民軍と戦わざるを得ないという状況になり、中国人民軍の捕虜になりまして武装解除されて戦犯として抑留されて帰ってきた、こういう方々でございまして。

従来政府の説明では自分の意思で残ったんだと言われども、調べれば調べるほど自分の意思というのはいささか怪しい。司令官の命によって、司令官が

閻錫山と取引したことによって、中国人民軍に對抗する力を閻錫山につけようといふことで残ったんだと、私はどうしてそうも思えなくなってきたのであります。

そうしますと、当人の希望で現地除隊したという根拠はまことに怪しくなってくるわけでございまして、現地除隊にならないければ恩給がつく方あるいは恩給金額がもっと上がる方がたくさんいるわけでございまして。そういう方々に對して、また亡くなった方々についても、そういう軍の命令によって公務の延長として行った行為によって亡くなったのでありますから、これは当然名誉の戦死の扱いを受けてよろしいわけですから、ところが、そうではないといふことでありまして、これをどう考えておられるのか、極めて簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(竹之下和雄君) 当時、終戦直後、中国国民政府軍の山西軍に参加するために山西省に残留した旧日本軍の軍人につきましては、昭和二十八年から二十九年にかけまして残留者に対して当時の実情に関する調査を厚生省として行いました。そして、その結果については昭和三十一年に国会に報告しているところでございます。

その報告によりますと、山西省にあった日本の第一軍は、終戦直後、中国国民政府軍から中共軍と一緒に戦おうといふ勧誘、すなわち残留工作を山西軍が行いましたので、一時的に多数の希望者が出たといふものの、その後、当時の中国国民政府の日本軍人は全員日本へ帰すという方針、一方日本軍の全員日本へ帰還するんだという方針、これが明らかになったために、第一軍においては全軍内地へ帰還するという基本方針を出して、各部隊において残留を希望する者にも帰還するよう説得に努力した、しかしどうしても残るといふ方について帰還の時期において現地除隊の措置をとった、こういうような報告をしております。

厚生省といたしましては、この旧軍の措置について見直すことはできないものと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○海老原義彦君 調査をしたと言われども、その調査がどの程度のものであったのか、私はどうも納得できない。

私の方の調査もしております。私の方の調査によりまして、山西省残留部隊であった人たちは、自分の意思で残ったんじゃない、自分の意思で中共と戦うために残るのか、さんざん戦争で苦労して、もう戦争は懲り懲りだ、一刻も早く帰りたいといふのに命令で残らされたんだ、皆さんがそう証言しているわけでございまして。

そのような命令があったといふことはいわばボツダム条約違反という面もあるかもしれませんが、あるいは厚生省としては別の取り扱いをしたのだから、この問題は私はもっと突っ込んで深くやりたいと思ひますが、今回は時間がありませんから、この程度にとどめておきます。

もう一つ、福祉定期郵便貯金の問題につきましても伺いますが、恩給受給者には福祉定期郵便貯金も銀行の福祉定期預金もかかっておらない。これはいかなる理由によるものか。時間がございませぬから、これは郵政省と大蔵省とお二人から一言ずつお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(藤岡道博君) お答えいたします。

福祉定期郵便貯金につきましては、本年二月に切れるといふことで来年の二月まで延長したわけでございまして、その際にも、昨年先生からそういう御指摘をいただきましたので、私どもとしても検討いたしたわけでございまして、一つは福祉定期貯金というのは民間金融機関との共通の商品であること、年四・一五％ということ、今の低金利時代に非常に高い金利になっておるといふこと、それから一般の年金受給者の方々のバランスなど、私どもとして検討すべき課題もお多々あるといふことで今回結論に至らなかったといふことでございまして。

○説明員(藤岡道博君) お答えいたします。

福祉定期預金は民間の金融機関が自主的に取り扱っているものでございまして、特に経済的、社

会的に恵まれない方々、一番立場の弱い方々に対して特別の配慮を行うという観点で、例えば所得制限があるような高齢福祉年金や児童扶養手当、そういった受給者の方々が対象となっているところでございます。

いずれにしましても、福祉定期預金は民間の金融機関がそれぞれの経営判断によりまして自主的に取り扱っているものでございまして、また金融機関自身の負担により取り扱われているものでありまして、金融機関のそういった自主的な取り組みというものが前提になっている、そういう事情を御理解いただきたいと思っております。

○海老原義彦君 民間の金融機関の自主的な取り組みということでございますけれども、民間の金融機関は恩給を扱っておりませんので、恩給受給者の実情ももちろん知らない。そこら辺はひとつ郵政当局と大蔵当局と相談して、民間の金融機関の自主的な取り組みの中にこの国家補償である恩給の受給者、特に同じ遺族、傷病者でも民間の遺族、傷病者は受給できるのに国で補償されておる恩給受給者である遺族、傷病者は受給できない。明らかに矛盾でございますから、これはぜひ直していただきたい、直す方向で大蔵省として御指導いただきたい。また、郵政省としては大蔵省と十分相談して直す方向を大蔵省に働きかけていただきたいということをお願いいたします、本日は時間の関係もございまして、これで質問を終わらせていただきます。

○山崎力君 平成会の山崎でございます。恩給の問題の前に、今はかの委員会でも出ておりますいわゆる従軍慰安婦のことについて政府側、内閣官房の方からお答えをいただきたいと思っております。

いろいろな意見があるんですが、私が一番気になっておりますのは、概念がはっきりしないままにそれぞれの思いといいますか取材といいますか、そういったものからの発言が非常にあってすれ違いがあるんじゃないかということで、私なりに整理してみたいといいますが、はっきりさせて

おきたいという観点から、まず従来のこの問題に対する政府見解というのとはどのようなものが出ておるか、お知らせ願いたいと思っております。

○政府委員(平林博君) いわゆる従軍慰安婦問題につきましては、平成五年八月四日の当時の河野内閣官房長官の談話を初めいたしました。それから以後も歴代政府はいろんな機会にこの問題についての発言ないし談話を発表しております。

○山崎力君 その具体的な中身といいますが、従軍慰安婦問題に今政府はこういう態度をとっておるんだということを、直近のものが今の政府の見解に一番近いと思うんですが、具体的にどのようなものでございましょうか。

○政府委員(平林博君) 累次の国会答弁等で申し上げておりますが、正式な文書あるいは書き物になったものというところであれば、昨年八月の総理大臣の慰安婦個人個人にあてた手紙がございまして、そこでは、この問題につきまして日本国としての道義的責任を認めまして一定の措置をとる、特にアジア女性基金を通じて一定の措置をとるということを述べております。

○山崎力君 私が問題としたいのは、その大枠の流れというのは承知しておるんですが、この問題ではいわゆるというのがついていっているわけでございます。

いろいろな施策をする、あるいは考え方を申し述べるといったときに、政府としていわゆるつきでない従軍慰安婦ということについてどのような定義をなさっていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(平林博君) 従軍慰安婦の定義でございますが、定義というものは正式になされたものはないというふうに了解しております。

当時、日本政府が従軍慰安婦という言葉を使っていたことを示す公文書は今までのところ見つかっておりません。公文書の中には慰安婦という言葉を用いたり、まれでございまして特殊慰安婦という言葉を用いたりしたものは散見されましたが、従軍慰安婦という言葉を使ったものはございせんでした。他方、その後この問題が取り上げ

られて以降、現在では多くの人が従軍慰安婦という言葉を用いていることもございます。

そこで、政府としては基本的には、この問題に言及する場合には、いわゆる従軍慰安婦と言いか、さもなくば単に慰安婦と言いか、どちらかにしておきます。基本的にはそういう態度でございまして、仮に御本人に向かって申し上げるときにはまた別途の言いようがあるというふうに考えております。

○山崎力君 今の御答弁でもはっきりしないわけですが、それではいわゆる従軍慰安婦の定義はどういうことになっていっているんですか。

○政府委員(平林博君) いわゆる従軍慰安婦についての定義というものはございせんが、当時、日本の官憲が直接、間接に関与した形もあれば、そうでない形もございまして、日本軍とともに各地を転戦して一定の軍の管理のもとに置かれていた女性たち、軍人の性の対象になった女性たちというところで我々は理解しております。

繰り返しますが、これがいわゆる従軍慰安婦ですというはつきりした一義的な定義というものはございせん。ただ、先ほど申し上げました道義的責任を認め一定の措置をとるということと考えた場合には、その対象となる範囲というものはおのずと明らかだというふうに考えております。

○山崎力君 今の御答弁ですが、おのずと明らかというところが明らかでないからこの論議の混乱が生じているのではないかと思うんです。

例えば、今の御答弁の中に各地を転戦という言葉がありました。転戦という言葉が軍人以外に使われることが適当かどうかという問題は別にしまして、仮に一つのそういった対象のものとして、一つの駐屯地近くの慰安所についてそこから動かなかった人はいわゆる従軍慰安婦から省かれるということも言えるわけですね、今の御答弁から、余り適当ではないと思えます。

それから、軍人の性の対象になったということからいけば、内地のいわゆる師団近くの遊郭等におられた慰安婦というか、そういった方たちも含

まれる。

極めてこの問題の定義がはっきりしない以上、対象をどこまで広げるのか、どうなっているのか、調査をするのかというのが一番不明確なまま進んでいるところから私のこの問題に対する疑問点なんで、その辺のところをもう少しはっきりお答え願えればと思うんですが。

○政府委員(平林博君) 先ほど転戦と申し上げたのは、軍の転戦に応じて移動したというふうに訂正させていただきたいと思っております。

また、別に移動しなくてもずっとその地におられた方がおられれば、似たような状況下であれば当然慰安婦の対象に含まれるということもそのとおりでございます。

いずれにいたしましても、今政府が考えております施策の対象となるという意味での慰安婦につきましては、先ほど来申し上げましたように、これがいわゆる定義だ、確立的な規定だというものはございせんが、政府の調査の結果認められた河野内閣官房長官談話の中にあるような方々、そういう者を対象にしているということでございます。

○山崎力君 その辺のところははっきりしないこの問題はいつまでたってもすれ違いです。仮に裁判になっても、現実になっっているわけですから、政府は被告側になっっているわけでしょう。そういったところでの抗弁のしようもなかなか難しいということがあろうと思うんです。

例えば、いわゆる慰安婦といいますが、その当時は合法化されていたそういったところで働く女性たちとのいわゆる従軍慰安婦との差がどこにあるのかということが一番の問題だと思っております。場所なのか、契約状況なのか、あるいは働いていた状況なのか、そういったものをきちっと詰めて、それでしかるべき問題があるとするならばしかるべきしつかりした対応をとる、そうでなければそれは当てはまらないというふうなことをはっきりさせませんと、この問題というのはいつまでたってもそれぞれの立場での主張が繰り返さ

その点について、これで済めばいいけれども、次の時点でそういった悪い方に発展した場合、今の御答弁のままで政府は定義すらできない、して

○山崎力君 橋本総理の思いというのはわかるんですが、政府として、省庁は違いますけれども、文部省が一応目を通した教科書において、この問題で政府は、今の一連の私の質問に対するお答え

恩給法のごとでございしますが、今回の九年度の改善の基本的な考え方、恩給べア率の算定根拠あるいは公務員給与、物価等を考へてなされておるというふうなことを提案理由説明の中で申されて

一つは、確かに戦地に行かれた方たち、旧軍人を中心とした方々への恩給というものの意義はわかるんですけども、今日的には私は年金との絡みというものが非常に大きなものになってきているのではないかと思うわけです。同じような年配の方で、片方は年金だけ、片方は恩給をもらえている。恩給欠格者の問題もそこに絡んでくるわけでは

ございますけれども、年金動向との絡み、具体的に言えば公的年金に関してはこのところ引き上げられておりませんが、恩給は引き上げられている。もちろん公務員給与が引き上げられているわけですからそれはそうとして、引き上げるのはけしからぬというわけではないんですが、その辺のところのいわゆる年金と恩給との関係をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(桑原博君) 恩給制度は国家補償の性格を有する制度というふうに申し上げておりますけれども、相互扶助の精神に基づき保険数理の原則によつて運営される公的年金とは基本的な性格を異にしているというふうに考えております。

恩給では年金財政再計算による給付水準の引き上げ等を行っていないわけございまして、恩給の改善につきましては、毎年度恩給受給者の処遇をどうするかという観点に立ちまして、先ほど申し上げた公務員給与の改定率や消費者物価の動向等を総合的に勘案した上で決定しているところでございます。

○山崎力君　先ほどの海老原先生のお話の中にもございましたけれども、短期に職者の場合、要するに今度一号俸引き上げるということで、この理由がいろいろ言われております。今回それを一号俸上げることによって対象者はどのくらいで、予算的にはどのくらいその部分で引き上げられるんでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 平成九年度予算において短期に職の旧軍人等に係る仮定俸給を一号俸引き上げるということでございまして、その対象となる者は四万九千人というふうに見込んでおります。所要額といたしましては九億九千六百万円を計上していただいております。

○山崎力君 文章上からいくと非常にいろいろ問題もあるような趣旨説明でございます。

例えば高齢者になつてということになれば、対象者はほとんど高齢者であるというようなこともございますが、私がこの制度の中で今一番ちよつとひつかかつておるといいますか、異常だなと

思っている点がございます。それは最低保障制度なんです。

それが悪いというわけではないんですが、適用率が九割を超えているというふうに聞いております。これは制度としては極めて異常でございます。まともな計算でもらっている人が一割しかいない。あとの九割は最低保障だと。こんな制度としないのは私自身ほかに余り例を知らないんですが、その辺のところはどうなっておるか、ちょっと御説明願いたいと思います。

○政府委員（桑原博君） 普通恩給及び普通扶助料料についての最低保障制度は昭和四十一年に創設されました。この制度は、厚生年金等の公的年金制度の例を参考に、長期にわたり実際に相当年限勤務したにもかかわらず極めて低額の恩給にしかない受給者を救済するという社会保障の観点に立てて設けられたものでございます。

御案内のとおり、恩給の受給者は旧軍人、普通恩給受給者等は恩給の年額の基礎となる仮定俸給の低い兵、下士官が中心でございました。また、その大半は職業軍人ではない在職期間の比較的短い者でありますからそういった適用率になっていることを御理解いただきたいというふうに思ひます。

○山崎大君　御理解いただきたいと言われても、今の説明ではなかなか理解できないわけで、これは端的に言えば二つしかないんです。一つは基礎ベースが低過ぎるか、もう一つはもうこんなスズメの涙のものだったらどうしようもないから最低限のものを求めよというて計算したら九割の人が、そうならよかった、このどちらかだと思うんです。それを、諸般の事情があったんでしよう、今まで続けてきたということがこのようないびつな方法になっていると思うんです。

考えてみてください。九割の人が同じようになっているわけですよ。期間によって下がっているというところであれば、ここまで勤めて正式社員にもらえる人の額と、ほとんど違うようなところから線になるのはずが、横棒にの人の額とがなだらか線になるはずが、横棒に

なっている。逆に言えば、この人が自分が働いて当然もらえる恩給と同じ額をそこまで行かない大勢の人がもっているということになります。これはどう考えても制度的におかしいと思うんですが、行政の立場からいろいろあつたんでしょう。長官、政治家としてそのような制度をいかにお考えか、お聞かせ願いたいと思うんです。

○国務大臣(武藤嘉文君) 私も恩給問題を長いことやってきましたので、その経緯を申し上げますと、正直、戦争に関係したグループというのは、一つは御遺族、一つは戦傷病者、一つは軍恩となつております。

最初、恩給制度はまだこんなに金額も大きくなっていなかったわけでございます。そのときに恩給の重点をどこへ置いていくか。やっぱり御遺族が一番まず大切ではないか。それからその次に、戦争で傷つき、病に倒れた方々ではないか。そして、軍恩の皆さんは、いずれにしても国のために戦って大変御苦労いただいたのでございませうけれども、しかし元氣でお歸りいただきたいと

いう点においては少しその辺のハンディをひとつ考えていただけないだろうかという事で、それこそ私が出てきたところでございますからもう三十年ぐらいい前でございますけれども、そのころそういう形で、どちらかというと言族、傷痍、軍恩という形で恩給にある程度差をつけてやってきたという事実はございます。

しかし、その中で長期の方々、いわゆる大變長く戦地におられた方々、あるいは非常に厳しい戦地におられた方は加算をしたわけですが、そういう方々についてはやっぱりある程度お出しをしなさいいけないんじゃないかということで、結果的に短期に職者の方というのが非常にハンディを背負ってきたというのが、少なくとも私がタツさせていただけで三十年になりますけれども、恩給の実際のあり方であつたと思います。

そういう中であつて、今お話しのように、短期
在職者の方々も結果的に高齢になられた。三十年
前は、例えば今七十の方はそのころ四十でござい

ますから元気で、おれたちは辛抱するよ、それよりもおれたちの戦友で亡くなった家族のことをやってやってくれよ、おれたちと一緒に戦った中で傷ついた連中が今苦しんでいるからこれをしてやってくれよというのが私は当時の軍恩団体の皆さんの率直な御意見であったと承知をいたしております。

こんなことがありましたのですけれども、今お話しのように、そのころからだんだん年がたつてきたから、少し短期の方も考えてくれよという話題も出てまいりまして、やりますよやりますよと言いながら、實際なかなかそちらまで手が回らなかった。それがここへ参りますと本当に七十近くにもなつてこられますし、これはやっぱり何か最低保障でひとつ考えなきゃいけないんじゃないかと。

だから、先ほど申し上げましたように、恩給の性格と違ったものが實際この最低保障というもので、恩給制度の中に入ってきた。今、年金の方との比較を恩給局長も言いましたが、年金との関係である程度そういう制度を入れて、それでひとつ救済をさせていたところ、こういう考え方が後から入ってきたものですから、だからその辺はごらんいただくと非常に長期の方と短期の方とが違っていて、短期の方は最低保障で救われているというふうな形に現実になっているというのはそういうふういささづから来ているというふうに申し上げると、ひょっとしたら少しは御理解いただけるんじゃないかと私は思うんです。

○山崎力君　今の問題、確かに流れといいますか経過は理解できるんですが、制度として見た場合、非常にいびつな形になっているというところは事実だと思います。その流れを御承知になればなるほどわかると思うんですが、それこそ最初に申し上げましたように、国家補償制度的なものがあるて年金制度とはちょっと性格が異なるという御答弁がありました。また後の答弁では年金を参考にするんだというような御答弁もございました。

そういう意味からいけば、この際の改革はそれこそ聖域なしの改革でございますから、いろいろな制度の中で年金もあればこの恩給もあれば、具体的に最後にそういった方たちが、ほかの行かなかったお年寄りと同様の中である程度のプラスアルファは御苦労なさった分は当然として、そういった意味でどういふふうによつていったらいいか。

そろそろもう最後の、この恩給制度からいけば老齢化を迎えた締めくくりになると思ひますので、その辺のところを再検討してこれからの制度をよくしていったきたいという希望を申し上げて、最後に一言、大臣の決意をお聞かせ願つて、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(武藤嘉文君) これはたまたま先ほど海老原さんからお話のあった問題と大変関連してくるわけでございます。特に軍人恩給の制度を根本的に何か考えなきゃいけないということは私もある程度理解をしております。

ただ、問題は、こちらの方の方は案外まだ対象者が多いものでございますから、これを根本的にやり直しますと大変な財政的な問題も出てくるものでございますから、正直その辺に苦慮しているというのが現状である、こう御理解いただければ幸いです。

○清水澄子君 武藤総務庁長官にお尋ねいたします。

平成八年度の青少年白書では今日の青少年の非行や問題行動が具体的に述べられておりまして、新しい変化に対応した新たな課題への取り組みの必要性が提起をされております。その中で、「青少年の保護」という視点も新たな意味付けを求められていて、「というふう」に指摘された上で、子どもの権利条約の締結や子供の権利保護に触れられておるわけでございますが、青少年の自立的発達と権利を守るためには具体的にどういう施策が必要なのかという点ではどういふふうにお考えなのでしょうか。

○政府委員(大坪正彦君) 今、先生のお話の権利

という観点で、このごろいろいろ指摘があるという中でどのように健全育成していくかというお話でございますが、今まで青少年育成という観点におきましては、青少年の保護という点におきましてある意味で社会情勢を反映した中身として進んでいてというふうに理解しております。

例えば戦争直後の復興期におきましては、貧困からの脱却という観点での青少年の保護という対策が中心であつたろうというふうに思ひますし、その後の経済発展期におきましては、経済の発展に伴います例えば核家族化あるいは高学歴化、そういうことから発生します諸問題に対して青少年をどういふふうに保護していくかという状況であつたろうというふうに思ひます。

最近で言いますと、例えばいじめあるいは自殺というふうな観点のある意味で心の問題というふうな点で、そういう心因的な要因からいかに青少年を保護するかというところにかなり問題が出てきていますように感じております。

青少年対策本部としましては、そういうような社会情勢を常に念頭に置きながら、関係省庁と連絡をとりつつ必要な体制について進めてきているわけでございますが、最近のそういう情勢を踏まえた場合には、今の大きい流れとしましては、生活相談というのでしようか、いろいろな相談事業あるいはカウンスリング、こういうような方向性のものが特に要求されているのではないかなというふうに考えておりまして、その辺につきまして関係省庁とさらに緊密な連絡をとっていききたいというふうに考えております。

○清水澄子君 今おっしゃった中で、最近では児童の虐待、それから深刻ないじめとか自殺までおっしゃったんですが、性的搾取というのはおっしゃらなかつたのですけれども、書いてありますね、「性的搾取などの問題に直面し、最近、加害者等に対する取締りの強化とともに、相談体制の整備や救済による一刻も早い問題解決を図ることの重要性が再認識されている」と。

私はこの問題意識はとても大事だと思つて、そこをお聞きしたかつたんです。今日、国際的にも非常に重要な課題になっているのが、子供を被写体としたり、それから子供を描写してポルノとした出版物または映像物が日本では一般書店やコンビニに普通の物品のように売られております。それが国際的に大変な非難を浴びていることは御承知だと思ひます。この中には、テレクラとか有害図書など、すなわち有害環境については、完全とは言えませんが調査も進んで、自治体の施策も講じられていてということが書かれていて、ですが、この子供ポルノの製造や販売、流通については、その実態も把握されておられません。

しかし、これは子どもの権利条約批准後、世界じゅうがこの問題について、子供は自分からそういうことは要求しないわけですが、大人が自分たちの性的欲望の対象としてそういう子供の人権を侵害しているということで、国際的にあらゆる法的な整備とか子供のカウンセリングのための研究が進んでおります。そういう実態の中で、私は総務庁としては青少年の政策の新たな課題としてこの分野の実態把握というものをぜひ取り上げていただきたいと思ひますが、長官、このことはぜひひとつ実態をまず調べるということをお約束いただきたいと思います。

○国務大臣(武藤嘉文君) 今の時代にそういう問題が提起されていることは私も承知をいたしておりますが、これは私どもだけでできない問題だと思ひます。これは文部省あるいは法務省なり警察なり、そういういろいろの役所が関係してくる問題でございますから、関係省庁とよく協議をしながらこういう問題について真剣に取り組んでいくということをお約束させていただきます。

○清水澄子君 ぜひよろしく願ひいたします。

○理事板垣正君退席、委員長着席

それでは次に、先週総務庁から経済協力に関する行政監察結果が発表されました。その中で環境問題についてはどのような勧告がされているのか、そしてさらにその勧告の実効について総務庁

では今後どのように具体的にフォローアップしていかれるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(土屋勲君) 今お話しした監察はいわゆるODAのうちの有償資金協力につきまして行つたものでございます。

この監察におきまして、環境問題につきましては、開発途上国において優先順位が低くなりがちなのが公害対策あるいは自然環境保護に係る案件が積極的に要請されるよう、借款条件の緩和等の効果的措置の検討ということが第一点、開発途上国において国際的な水準に達した環境アセスメントの実施が可能となるようにその方法、技術等に係る指針の作成、周知をするようにということが第二点、それから住民移動を伴う円借款案件について在外公館等において現地確認を行うなどにより審査の強化等を図るようという、三点ほど御紹介をいたしました。そんなふうな勧告をいたしているところでございます。

監察結果に基づく勧告につきましては、その実効性を確保するため、関係行政機関の長に対して二回にわたる回答を求めるなどそのフォローアップに努めているところでございまして、本監察におきましても同様の措置を講ずることとしております。それから、勧告についてそれでも改善が図られていないという状況が明らかになりました場合には、必要に応じてさらに再監察を行つて改善を推進する予定にいたしております。

○清水澄子君 ぜひこの点は、行政監察の報告書が出てそれが関係行政にそのままストレートに取り上げられるという状況にはなかなかありませんので、ぜひひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

次に、防衛施設庁長官にお願ひいたします。まず、長官にお尋ねしたいんですけれども、先日参議院予算委員会ですつと伺つておりましたが、これは防衛庁長官の方ですけれども、同じ考えだと思ひますが、沖縄の駐留軍用地地主三万

二千人のうち契約を拒否している地主は一握りにすぎない、百十三人にすぎない、絶えずそういう回答弁が繰り返されております。この答弁を聞いていますと、あとの人はみんな賛成なんだ、そして契約を拒否している地主はほんの一握りなんだ、だから特措法の改正はやむを得ないというようなニュアンスに聞こえてまいります。

しかし、この沖繩の基地の歴史的由来は防衛施設庁みずから御存じだと思います。これはもう何回も皆さんたちは議論されているわけですから、これまでも契約拒否の地主に対してさまざまに切り崩しというのが再度行われてきたと思うんです。そして、ついにそういう少数の人になったというところですけれども、しかしこのことを、少数になったととるのか、まだこういう人たちが頭張っているのととるのかは全然意味が違ふことだと思ひます。

七二年の沖繩復帰のときには三千人の地主が契約を拒否しました。その後の七七年五月には四百人に減少している、そして八二年のときには二百五十人になっているとか、ずっと減っていることは事実です。しかし、その減っている間に防衛施設庁が契約拒否地主にどういう差別的な待遇をやってきたか、こういうことがそういう問題にもつながっているわけです。

例えばがんにかかって入院している契約拒否地主に対しては入院費を立てかえてあげるからというところで契約を迫ったり、地元金融機関に対して契約拒否地主には融資をしないように指導してきているという事実があります。

私は最近、「命こそ宝」という阿波根昌鴻さんの本を読みました。昌鴻さんは伊江島で自分の土地を返してほしいということですと契約を拒否している方なんですけれども、この人はそんな思いつきの理想というんじゃないくて、自分は沖縄で大変な戦争に遭ったと。沖縄というのは海も動いているのに生きておる。風は三味線のように。静かに吹るだけば木の枝はみんな組み踊りする。自分たちはこういう平和な島に生き続けたいという、そういう

物すごく素朴な人間の当たり前の気持ちはずっと書いていらつしやるわけですけれども、この阿波根さんは契約を拒否しているために、八七年二月には県の収用委員会が十年の強制使用裁決をしています。そのときに国は阿波根さんに十年分の損失補償金を一括して払った、そして税務当局はその十年分の損失補償金に対して単年度の所得課税をかけてきているわけです。他の人たちは一年ごとに扱われているわけですけれども、単年にされれば大変な重い税金になる。

こういふ形で、契約拒否地主に対しては大変な
 あらゆる差別が行われていると。このことでこの
 方は裁判を起こしているわけですが、防衛
 施設庁長官はこの契約拒否地主に対して陰に陽に
 このような形で差別を加えているということに対
 してどのように認識されていらっしゃるのか。
 そして、沖繩の心を私たちは本当に同胞の心と
 して認識しない限り、ここで特措法でいきなり力
 でもってそれを押し切れたとしても、それでは絶
 対人々の心をつかめないと思います。私たちは一
 緒になって本土と沖繩の平和を築くという形の中
 で、長い間差別を受けてきた沖繩の皆さんの心と
 私たちは一つになれないというこの事態について
 私ほもっと真摯な気持ちで取り組んでいただきた
 いわけですが、今後、差別しないといふこと
 とを約束できるのかどうか、その点についてお伺
 いいたします。

○政府委員(諸富増夫君) お答えいたします。

今の先生御指摘のような事実に対して私どもも逐一反論するというわけにもいきませんが、まず概要を御説明しておきたいと思ひます。

沖繩県の地主総數三万二千六百人以上におられまして、その中の二万九千五百人、要するにほとんどの方は円満な賃貸借契約に同意をしていただいておりますので、残りの約三千人のうち百十三名が従来から、ただいま先生御指摘の昭和四十七年復帰當時からのいわゆる契約に同意をいただいていない方でございます。残りの方はすべて一坪地主と言われる方々でございます。

要するに、三千人のうち半分は本土におられるような方々でございまして、四十七年当時からのいわゆる在来地主の方々、そういう方は今百十三名。私どもはこれの方々に對してかねがねいろんな形で御理解を求めるべく努力をしておりまして、実はことしも四名の方に同意をいただいているような状況でございまして、私どものこういう安保条約に基づく施設・区域の提供に對する御理解と、いうのは少しずつ進んでおるといふふうに考えておるところでございします。

したが、いまして、從來から契約を拒否されてい
る方々に対して、私も常日ごろ何回もお
邪魔して、こういう条約上の提供義務の必要性と
いいますか、そういうものについての御理解を求
めながら、どうしても契約に應じていただけない
方に対して、駐留軍用地特措法に基づきましてや
むを得ない措置としての使用をさせていただいて
おるところでございます。

しまいがまして、差別というふうなお話が今ございましたが、そういうことは決してございませんで、常日ごろから私も職員がそれぞれ地主主の方のところからお願いに行つて、こういう努力をした結果、どうしても契約に応じていただけない方に対する法律に基づく手続をやむを得ずとらせさせていただいているというのが実情でございます。

先ほど所得税等のお話もございました。これは確かに現在、阿波根さんも年間一千万円以上の借料が私どもの計算上出てまいります。そういう方が十年分の一時所得ということになりますと、確かにその所得というのは一時所得ということで課税されるというのが日本の税法上の規定でございます。毎年毎年の契約をされている地主さんに対しては毎年毎年の所得が発生する、しかしながらこういう一定期間の収用に関してはそういう一時所得に対する通常の税法の規定に基づく税金がかかる。しかしながら、一方では税法上も平均課税税額というような制度がございまして、たしか私の記憶によりますと一時所得の金額が年間総所得額の

二〇%を超えるような場合には五年に分割するよう
な仕組みもございまして、そういう制度も御利
用いただいているのではないかと思います。

そういうことで、税法上の手続等、そういう手続ももちろんございますが、そういうことに伴って私ども差別をしているとか、そういうふうなお考えは必ずしも当たらないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、私どもはそれぞれの地主さんに御理解をいただけるような努力は今後とも続けさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

○清水澄子君　時間がありませんので討論できませんけれども、反戦地主には一括払いをしちゃうわけですね。そして、契約地主には一年ごとにする。それも一つの差別政策ですよ。それから、この裁判を起こした翌年この制度がなくなるんですから、これは私は今の御説明では本当の意味で沖縄の心を理解していないと思うんですね。

そういう中で非常に私たちもつらいのは、憲法二十九条では財産権を侵してはならないとあるわけですね。ところが、駐留軍用地特措法というのがあるわけですね。特に沖縄の心というのを考えると、き胸が痛いののは、沖縄の地主の皆さんたちは沖縄の戦争から今日まで一度も自分の所有している土地に立ち入ることができない、戦後一度も憲法二十九条の適用を日本人として受けることができない、という、これは私は大変大きな問題だと思つたわけです。

ですから、いきなり特措法というのではなくて、やっぱりその前に緊急使用の申し立てをするという法の手続というのをきちんと実行されることをぜひ施設庁長官の御意思としてやっていただきたいたい、このことを私は再度お願いをいたします。

ぜひこのことについて、差別を今後やらないということと、今私が申し上げたことについてどのくらい御見解か、お述べいただきたいたいと思います。

Q	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
Q	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

す。

○政府委員(緒言増大君) 財産権と収用の問題につきましては、憲法二十九条第三項に「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」という旨の規定がございます。したがって、駐留軍用地特許法もこの二十九条第三項の趣旨に照らして当然公共のために用いることができるということで現在こういう法律が国会で制定されておまして、そういう法律に基づいて適切な措置をとらせていただいております。うふうに私も理解しております。

なお、昨年の八月二十八日でございますが、最高裁判所の判決が出ておまして、駐留軍用地特許法は憲法二十九条第三項に違反するものではないという旨の判例も出ておまして承知しているところでございます。

それから、私もいろいろ現行法に基づく手続を今とらえていただいているところでございまして、これから第三回目の公開審理が三月二十七日に予定されております。したがって、現段階では、この三月二十七日の公開審理が整々行われて、何とか五月十四日まで間に合うような裁決を下していただけるように、収用委員会の方に理解を求めるべく今全力を挙げて努力させていただいております。

○齋藤勲君 民主党・新緑風会の齋藤でございます。恩給法等の一部を改正する法律案に私は賛成する立場で、二お伺いさせていただきます。恩給年額の改定の指標につきましては、過去い

ろんな変遷をたどってまいりましたけれども、昭和六十二年以降は前年の公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案して決定する、この総合勘案方式によって行っているわけでございます。

そこで、この総合勘案方式によりまして今年度の法改正につきましては御提案があるわけござい

ますが、今回の改正、平成八年度国家公務員の給与改定率一・〇一%、平成八年の消費者物価の上昇率〇・二%、予算編成時の見込みとなっておりませんが、長官、仮に平成九年度に国家公務員の給与改定がなかったならば、この恩給法等の改定というのは次の年度はどういうふうになるんでしょうか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 今御指摘のように、恩給法等は国民の生活水準、国家公務員の給与の改定、それからもう一つは物価の上昇などをと書いてあるわけでございます。

そこで、仮定の問題としても公務員給与の改定がなされなかった場合はどうなるかということになります。今の総合勘案方式はそちらが八割、それから物価の上昇率が二割、これで総合調整をやっているわけでございます。そうすると、今度物価の上昇率があったと、それは当然二割分はそれが入ってくるわけでありまして、こちらがもしゼロであったとすればこれは当然入ってこない、こういう形になって計算がなされる、こういうふうな御理解をいただきたいと思います。

しかし、こちが上がるか上がらないかはこれからの話でございます。まだ人事院勧告も出ておりません。それに對して私もどう対応するか、この間いろいろ話題を官房長官が提供いたしましたけれども、その後の予算委員会の答弁では、人事院勧告が出る前の状態でございまして、そういうことを決めるようなことではない、こう答弁しているわけでございますから、あくまで仮定の問題でございますけれども、もし万が一国家公務員給与の改定がなされない場合はそういう形になる、こういうふうな御理解いただけたら結構かと思っております。

○齋藤勲君 総合勘案方式でございます。確かに国家公務員の給与の改定がなくとも物価上昇の部分というのはあると思うんですが、ただいま長官の答弁どおり、給与改定が大変なウェイトを占めていることは事実だというふうに思っています。

今の長官の御答弁の中に若干触れられております

したけれども、先週、新聞の見出しで、堀山官房長官が人事院勧告の凍結発言をされたということで大変私は驚いたわけでございます。私は昨年末の臨時国会でも、給与改定に伴いまして、多くの委員の方々も御同様でございますが、この給与改定に對し賛成する立場でその考え方についても披露をさせていただいております。

この恩給法等の改正で、今回、資料では百六十七万八千七百四十六人が九年度で見込まれて、しかしながら前年度と人員を比較いたしますと五万八千九百十四人という減でございます。国家公務員の給与改定が見送られるということは制度上大問題であり、そしてまた影響は大きいんですが、このように今回の恩給法改定に伴いましての対象者が非常に多いということ、高齢者であるということ、そのことについて、単純に国家財政が大変だからということと責任ある立場の人がこういうような凍結を発言するということには大変問題があることだというふうに思っています。影響が極めて大きい。

後ほど官房長官が出席をされます男女共同参画審議会設置法案のときにも関連をいたしまして伺うつもりでございますが、給与担当の大臣でもございまして武藤総務庁長官に、このことについての発言の経緯は非常に影響が大きいということで、しかるべき近々の閣議で政府の統一見解についてきちんとたたきだすべきだということについて私は長官に質問させていただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先ほどもちょっとお答えをいたしましたように、その後の予算委員会では多少修正をした形になっております。午後、きょうは官房長官も出席をして男女共同参画社会の御審議が願えるようでございますので、そこで御指摘をいただければ結構でございますが、真意は決して頭から人事院勧告を認めないということではなくて、今やうど私も私も再来年度、平成十年度予算の概算要求の前までに思い切った歳出削減を含めた予算編成の方針を固めていきたいと

いうことで一生懸命やっているものでございまして、たまたまその中でそういう問題を提起してしまっただけではないかということでございます。

過去において人事院勧告が実施されなかったことは、御承知のように昭和五十七年度にもございまして、しかし、そのときも人事院勧告は出たわけでございますから、正直、人事院勧告の前にそれを言ってしまうというのは確かにいかかと思っておりますので、閣議でというよりは、この間、私は官房長官にもそういうことを個人的には申し上げております。そういうことでお聞きいただければいいのでございまして、決して頭からまだ人事院勧告が出る前に凍結をしてしまおうということではないというふうに私は理解をしておるわけでございます。

本人がちょうど来られましたので。

○齋藤勲君 堀山官房長官、ただいま実は先週の公務員給与の凍結発言をめぐりまして伺っております。長官御自身の真意も後ほど伺うつもりでございますが、せつかくお見えでございますので、この一問一答だけにさせていただきます、時間の関係で。

この真意、長官はこういうふうに言ったんだけれども新聞記者がこういうふうな書き方をしたんだというのは多分あると思うんですね、いろんな事例で。ですから、長官の真意というのは、いや、公務員給与の凍結なんというのはいらない、そういう議論もいろいろあるだろうと。しかし、いろいろあるだろうということを言ったのが官房長官の凍結発言になったんだということなら、いいか悪いかは別にしまして、これはこれで理解をしますが、堀山官房長官の凍結発言についての真意はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(堀山静六君) 衆議院の方でも若干質問を受けたわけでありまして、記者会見は何の話が飛び出すかわからないところでございまして、十三日の日本経済新聞に大きい見出しで「公務員ベア凍結検討 議員歳費もカット 政府・自民財政再建へ率先」と、こう書いて、「首相、十八日に

方針」というと、何かこれがあたかもひとり歩きをするように大きく新聞に出ておったので、これを見て、記者から某紙にこういうことが載っているけれども、この問題の真意やいかにということと聞かれたわけでございます。

新聞に出ること自身を私は否定する能力もなければ、その責任も負う気はありませんけれども、前に財政の大変苦しかった時代に公務員のペアの延伸があったり、一部カットがあったりしたことがある。それから、昨年のペアの完全実施は結果としてできたわけですが、実は私、前回は官房長官でいたわけですが、給与関係関係会議で、当時、この財政の窮乏の折、指定職について幾ばくかのしかるべき対策をしてはどうだという話で、名前は申し上げませんが一部関係からあったことも現実であります。大変政局の緊迫した事態で、それによって延びることはいけないことだということとで完全実施に踏み切った経緯もございます。

ですから、そういう議論が最近において全くないというわけではないわけでありまして、私は、私はいくつか議論が起ることを抑えることはできないという表現でその記者会見を終わらせたわけでありまして、真意のほどはどうぞひとつお酌み取りをお願いしたいと思います。

○齋藤勤君 持ち時間もございませんので、意見だけにとどめさせていただきます。

たびたびの公務員給与の改定に当たりましては、公務員労働者の持つ労働基本権制約の代償措置として、人事院が設置をされまして、官民格差を精査して勧告をしているわけでございます。歴史的にはいろいろな経緯もあったと思えます。ただ、きょう今日、この恩給法の改正に伴いまして審議をしております。このすそ野は広い、対象者は非常に多いということについてぜひとも受けとめていただきまして、人事院勧告が出れば、これはきちんとそのとおり尊重して政府としても取り扱うと、こういうことでお取り組みいただくことを要望いたします。私の質問を終わらせて

いただきます。

○藤澤弘君 まず、私は梶山官房長官にお伺いしたいと思っております。すけれども、ちょうど今私がお伺いした問題が出たところなので、同じような質問になるのでまことに恐縮であります。が、今の官房長官のお答えを受けた形でこの公務員のペア問題について冒頭に質問させていただきます。

細かい経過は省きまして、長官は先ほどのような意見が出ることを抑えるわけにはいかないというところをおっしゃいました。ということは、あす十八日の財政構造改革会議でこれを決定するという報道もあるんですけれども、あすとなれば、もうきょうであります。今現在抑えることはできないというところで、あすにならないうか。やは統一見解というものがもうまとまっていなくてあすの会議は混乱するということになるので、ペアを抑える、人事院勧告を凍結するということは、理由は述べませんが、これはあつてはならないことだと私は思います。

それで、いろいろな意見があることを抑えるわけにはいかないということと統一見解をどうするかということ、その点について長官の御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(梶山静六君) 私の舌足らずかもしれませんが、衆議院で同様の質問を受けた際も申し上げたことは、既に本年度の人事院勧告はなされ、それを完全実施するという方針を政府は決定し、今それに基づいて完全実施を年度内やっているとあります。過去にあった勧告をどうこう直すということではないことは間違いないでございます。

それから、これから勧告がどう出るかというのは次の時代の、来年度の展望でございます。その問題をあらかじめ完全実施をすることか完全実施をすることかどうかというものを今直ちに議題にすることは不具議のきわみであります。あす何らかの会議があつて、これから財政再

建のいわば道すがらに今言われていることは、一切のものを聖域としないであらゆるものをもう一回再検討してやるべきものはやる、切れるものは切る、そういうことを総理は考えているのであろうというところを、想像して申し上げただけであります。が、まだそういうことを私は総理との間で打ち合わせをしたことがございません。

○藤澤弘君 今実施されようとしているものについてどうするところ、凍結するところではないかということをお断言になったことを私は確認したいと思っております。

私はもうこれ以上この問題について官房長官に質問することはないんですが、意見を一言申し上げます。新聞にも報道されているんですけども、国会議員あるいは特別職の職員の給与を云々するということとはあり得ることだと思っております。抑えるということとはあり得ることだと思っております。

しかし、一般職員、一般の国家公務員の現在の生活の状況等々考えた場合に、これを抑えるということはあつてはならないと思っております。仮に抑えたとして、計算するところによると一千億円程度の膨大なむだ遣い、山崎自民党政調会長は年に一兆円ぐらいの規模で削減したらどうかというようなことまで発言されたということもこれもまた新聞に出ている。そちらの方がはるかに大きな意味を持つわけでありまして、一般公務員のペアを凍結するということよりなことがあつてはならないというところを意見として申し上げておきたいと思っております。

次に、私は元日赤救護看護婦等の慰労金の問題について質問をさせていただきたいと思っております。大きく言いますと二つの問題があるんです。一つは、旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方々の慰労金というものは恩給制度を準用して兵に準ずる処遇とする、兵士と同じ処遇にするという一九七八年の六党合意に基づいてこれが出発をいたしました。しかし、現在の実態というのはこれと大きくかけ離れておりまして、恩給とは実に三倍以上の開きがある、恩給の方が三倍以上高い

という状況にある、これが一つの問題です。

もう一つの問題は、慰労金をもらっていない方々があるんです。そのもらっていない方々については何らの措置も講じられていないというところ、一つの大きな問題があります。恩給資格者に対しては慰労事業の対象として銀杯とか書状とかというようなことが行われておりますけれども、この慰労金の場合には何らの措置も講じられていないというのが現状であります。

この二つの問題について私はお伺いしたいと思っております。そもそも何で兵に準じて処遇しなければならぬのかというその原点について私は一言申し上げたいと思っております。

旧日赤救護看護婦というのは、軍が日赤に命じて、戦時において傷病兵の看護を行うための教育をして、そして看護婦養成学校を卒業すると、後十二年間はいつでも軍の召集によって戦地へ赴かざるを得なかった。ちょうど兵士が例の赤紙をもらって行かなければならないと同じように、戦時召集状というのを受ければ、これは拒否することはできない。絶対に行かなきゃならなかったんです。赤紙と同じだったんです。ですから、まさに兵と同じ扱いをしなればならない、ここに原点があると私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 聴講委員の冒頭に、ベースアップの問題で最後に所感を申されましたけれども、これは公共事業が高い、給与はやつていても一千億というその金額の差で私は申し上げてみるものではない、全く意味が違うということを御了解願いたいと思っております。

昨年の給与関係関係会議でも、我々内閣とか政府は率先してやろうということで、関係は報酬の一例を実は提出いたしております。そして、ある大臣からは、いわば指定職である、兵隊の言葉で言うところの一番位の高いいやうなんでしょうか、位の高い公務員の方は一部返上というのか、そういうことがあつてもしかるべきという議論があつたわけですが、これは金目のものであるということでは

なくて、国民の前に率先垂範をするというか、我々も痛みを伴いますよという精神的なものをむしろ一番基調にしてそういう話が起きたという現実だけはひとつ御了解のほどを願っておきたいと思ひます。

それから、旧日赤看護婦の慰労金の問題、兵に準ずるといふのを私も説き明かしていただきました。これは陸海軍の看護婦も全く同様で、日赤看護婦だけではございません。そういうものはどういふことによつて具体的な地位、給付額が違つてゐるか、これは後ほど政府委員の方から具体的な話はさせていただきますが、いわば恩給といふのは最低保障制度があり、この給付金といふのは兵に準ずるといふことで、兵と同じという意味ではないかもしれないけれども、本来ならば、準ずればそのようにやつてあげられることが一番望ましい。私はかつて軍籍を持った人間だけに特にそういうことを感ずるわけでありませう。

それからもう一点の、加算年を加えてもそれに該当しない方々、確かにこの間、私のある知り合ひが、戦記でもいうべきものなんでしょう。か、持つてまいりまして、ようやく私はかつて軍属ではないあかしがここに生まれました、これは金銭ではない、私の孫に私がかつて五十年、六十年前にそういうことに参加したことすらわからなくなつてゐることを私はこの書状一つであかしを立てることができた、こう言つております。

いろんな難しい点があるかもしれないし、横並びのことがあるかもしれないが、当時どういふ環境でその任に当たったかどうか、率先して行つたかあるいはやむを得ず行つたか。今、聽講委員が言われるように、拒否がでない体制の社会の中で、しかし少なくとも国のために、社会のために懸命にやろうとした者に対して一片のあかしを差し出すことは私は今の国民の義務だといふ感じがいたします。この問題は早急に検討を加えて、ぜひともそういうものの実現に当たりたい、こういう思いであります。

残余は政府委員から答弁させます。

○政府委員(神誠君) 今、官房長官からも御答弁されましたように、慰労給付金の性格といふか、これは看護婦さん方が大変長年の間御苦勞されたその御苦勞に報いるためのもの、そういう性格の慰労給付金でございます。一方、恩給につきましても所得の保障を図るという本来の目的がございまして、基本的な性格の違いから現在ある程度金額上に差が出てゐるということでございます。

○聽講弘君 今、官房長官が慰労金以外の問題についての研究をして早急に対処したいとおっしゃられた慰養事業、これはもうぜひ早急にお願いしたいというふうに思ふんですね。

ともかくあれだけ国のために仕事をされて、そして慰労金ももらえない、国のためにあれだけのことをした、本當に御苦勞さんでしたという言葉一つ正式に国からまだもらつていないと。これは金をくれと言つてゐるんじゃないんだとおっしゃるんです、皆さん、私はそういう方々からの声も直接聞きましてけれども、金が欲しいとかなんだと言つてゐるんじゃないんだ、本當に御苦勞だったという言葉が欲しいんだ、正式に欲しいんだ。このことが切実に願つておられることなんであつて、書状あるいは銀杯は恩給者それからシベリア抑留者、そういう方々に対してはそういう措置はとられてゐるわけですから、これが旧看護婦の方々にとれないというのではないと思ひます。官房長官が今おっしゃつたことは非常に大きい意味として私受け取りますので、早急に御検討いただき、いい結果が出るようにぜひお願いをしたいと思います。

それから、慰労金の問題についてですけれども、慰労金が三分の一あるいは四分の一ぐらいと非常に開きが出てくるという問題です、恩給の場合と。この問題、何でもなるのかというのを私は研究してみたいです。そうしましたら、最初とはちがひに準ずるといふところから出発しましたから、最初は余り差がなかったんです。ところが、だんだん差が出てきたんです。何でかとい

いますと、二つ理由があるんです。一つは、恩給の場合には毎年の改定が行われて上がつていく。ところが、慰労金の場合には物価上昇に合わせていくことになつていて、おくれおくれになるんですね。それで、何年後かに物価がこのぐらゐり上がったからこのぐらゐりにしようかというふうな形になつてゐる、そのために差が出てくるというのが一つの大きな問題なんです。

ところが、もう一つ大きな問題があるんです。それは、恩給受給者の場合は六十五歳以上の方々に最低保障額といふのが保障されてゐるんです、六十五歳になると最低保障額といふのが、ところが、慰労金の場合にはこれがないんです。実際、今慰労金を受け取つておられる方はもうすべて当然六十五歳以上です。恩給の場合とは違つてこの方々に最低保障額といふのが保障されてゐないんです。そのことがまた差を非常に大きくしてゐる原因になつてゐる。特に後者の場合といふのが非常に大きいと思ふんです。ですから、この二つの問題があつて、兵に準ずるといふながら、どんな差が開いてゐるというのが現状でございますので、この点もぜひ改善をする必要があると思ふんです。

官房長官がちょうど来ておられるので、官房長官としてもこういうところに差が開いていく原因があるといふことをぜひ御認識いただいて、知つておられるかもしれないけれども、ぜひ改善の措置をとられるようにこれもまた研究をしていただき、そういうふうにも思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(神誠君) 先生今お話のありましたように、差が出てゐる要因といふのは二つ、そのとおりでございます。

第一点目の消費者物価の上昇率の関係でございますが、以前は確かに何年かまとめてアップ率を反映させていたわけですが、平成六年の十二月に与党の戦後五十年問題プロジェクトにおいても御意見がございまして、現在では毎年度消費者物価指数のアップに見合つたものを反映させ

ていくということで努力をさせていただいてゐるところでございます。

もう一点の最低保障制度の関係でございますが、最低保障制度の性格が、先ほど申しましたように所得の保障を図るという本来の目的から保障制度が出てきておるといふものでもございしますので、慰労給付金の持つてゐる性格とは必ずしもなじむものではないということ、これまで種々議論をいただいていたわけですが、その基本的な性格の違いから、最低保障制度については慰労給付金に適用するのは適当じゃないといふ今までの議論もございましたので、それから、今いろいろ御意見がございましたが、従来の考え方を御説明するとそのとおりでございます。

○聽講弘君 最後ですけれども、本當にこの方々がいわゆる旧満州を転々とされ、またソ連を転々とされ、そしてまたフィリピンではマラリアにかかつて亡くなられた方もたくさんおられる。それからまた、中国ではそのまましばらく残されて十年ぐらゐり日本に帰つてこられなかったという方々もいらつしやるということを私直接聞いております。本當に苦勞をされた方々で、そして今残念ながら毎年物故者がふえておる、そういう状況であります。ですから、何とてでも今私が申し上げましたような点については政府として早急に措置をとられることを私の方から重ねて官房長官にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員(鎌田要人君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鎌田要人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後二時十八分開会

○委員長(鎌田要人君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

男女共同参画審議会設置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山内閣官房長官。

○国務大臣(梶山静六君) ただいま議題となりました男女共同参画審議会設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

女性と男性が互いにその人権を尊重し、ともに支え合い、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現は、さまざまな社会経済情勢の変化に対応していく上で、我が国の将来を決定する大きなかぎであり、

今後措置しようとする男女共同参画審議会は、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部とともに政府の取り組み体制の中核をなす組織として、男女共同参画社会の形成の促進に関する政府の政策についての調査審議を通じ、国民生活全般にかかわる関連施策へ国民各層の意見を反映させ、男女共同参画社会の形成の促進に資するものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

男女共同参画審議会は、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じて男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議することを任務としており、諮問

に関連する事項について内閣総理大臣または関係各大臣に意見を述べることができるとしております。

審議会は学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する二十五人以内の委員をもって組織することとし、さらに男女のいづれか一方の委員の数は委員の総数の十分の四未満であつてはならないこととしております。

また、審議会は、関係行政機関の長に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があると認めるときは関係行政機関の長以外

の者に対しても必要な協力を求めることができることとしております。

なお、本審議会において売春対策についても男女共同参画社会の実現という新たな観点から議論することとしたことに伴い、本法律案の附則において、現在総理府に置かれていた売春対策審議会を廃止することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(鎌田要人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木貞敬君 自由民主党の鈴木でございます。梶山官房長官においては午前中に引き続き御苦勞さまでございますが、こういう変革と創造の時代といましようか、大変な時代でございますが、内閣の重要なポストにおいて日夜身を粉にして御努力されておるその御努力に對しまして心から敬意を表してきょうは質問させていただきます。

ついでに、非常に短い時間でございますけれども、この法律も男女共同ということでございますから、狩野先生とそれぞれ手分けして御質問いたしますので、簡潔にひとつよろしく願います。

まず第一点は、今回法律によって男女共同参画審議会というものが設置されるわけでございますが、考えてみますと、男女共同参画社会という、率直に私自身も余り今までなじんでおらない言葉でございます。しかし、いろいろビジョンとか、あるいはその後のビジョンを受けての、提案を受けての説明書等を通り読ませていただきますと、大変多岐にわたる、しかも全庁にわたる極めて重要な問題であるというふうに認識を改めた次第でございます。

ただ、総理大臣を本部長、官房長官を女性担当大臣ということで発足したのがそもそも平成六年でございますが、まだ大変新しいということ、私も今回のこの法律によって設置されるというゆえんのもの、これが下から盛り上がったというのはもう当然でございます。基本的な人権の柱でございます。男女平等はもうだれがどう言おうと守るべき人権の柱でございます。

そういう意味で、だれも反対しないわけでございますけれども、いろいろやっているだろうといううか、いろいろの習俗その他があるわけでございまして、法制的その他を含めていろいろな問題がある、それをしこしこ我々の先輩はやってきたわけでございます。青鞥社の平塚らいてうとか、あるいは普通選挙権を獲得するための市川房枝さんの活躍とか、そういう女性なんかそれぞれ教科書では紹介されておるといふふなことでございますが、きょうも質問ございました慰安婦の問題なんというまことに女性の尊厳を傷つけるようなものがまた教科書に載る。私個人として大変残念に思う、そういう一人でございます。

そういう中で、初めて審議会設置法ができました、法律に基づいて二十五名の方を任期二年で任命してやられる、いろいろこれから政府が諮問してやられていくわけでございまいしょうが、こういう時期におきまして官房長官のこの審議会に対する御期待といましようか、何を期待するかという点についてのお考えをまず最初に伺いいたします。

○国務大臣(梶山静六君) この新たな審議会には男女共同参画にかかわるさまざまな課題を幅広く御審議いただき、今まで形式的に確かに男女平等社会は生まれたわけでありましたが、これから実際の社会においてそういう行動がとられるようなことが出来るための仕組みなりそういうものをこの審議会でも継続的に検討しそれを実行に移してまい、これがこの審議会設置の一番大きな目標でございます。

またもう一つは、今お話をいたしましたように、売春対策審議会を発展的に継承することによって、男女共同参画社会の実現という、より幅広い観点から売春をめぐる問題も同時並行的に検討し対策を講じていきたい、このような観点から審議会が発足するわけでありますので、御協力のほどをお願いいたします。

○鈴木貞敬君 長官のおっしゃることはよくわかります。下から盛り上がるような、国際的ないろいろの会合が昭和五十年でございますが、メキシコシティで国際婦人年の年に第一回の会議、そしておとしでございますが、中国の北京で第四回の女性会議が開かれる。そういう際に行動綱領とかいろいろものが出来て、その目標値が示された。それに応じて日本もそれにこたえていく、先進国としてこたえていく、こういうことでいろいろの手が打たれてきたと思うわけでございます。そういう面でも、国際的ないろいろの動向とか取り組みが刺激剤になってこの設置法、やっぱり法律じゃなきゃいかぬということで設置されたのかと私は個人的に思うわけでございますが、その点について考えが間違っていないかどうか、その辺をひとつお願いします。

○政府委員(安藤昌弘君) お答え申し上げます。ただいま長官からお話し申し上げましたような大きな目的を持って今回審議会を法律で設置させていただこうということでございますが、また今、委員御指摘のように、そういう国際的な流れももちろんあるかと存じます。

ただ、事務的に一つ申し上げさせていただきますと、これまで政令で置かれておりましたものを今回法律に変えたいということでございますが、この点につきましては、審議会等のうち設置省庁以外の他の大臣から諮問を受けるなど設置省庁の所掌事務の範囲を超えるものにつきましては法律で設置することとされているところでございます。新たな審議会におきましては、先ほど来でございますように、政府のあらゆる施策への男女共同参画の視点の反映等に資するため、内閣総理大臣以外の関係各大臣の諮問にも応ずることができるとする、これが適当であるというふうに考えまして法律で設置することとしたということでございます。

○鈴木貞敏君 次に、官房長官にお伺いしたいのですが、昨年の内閣法の改正によりまして総理大臣の補佐官制度というものができました。お二人が既に任命されて活躍されているわけですが、お二人が三名を常勤あるいは非常勤で設置できる、こういう一部改正であったのでございます。二名が任命されて一名がまだ欠員であるということにおいて、これほど非常に範囲の広い多岐にわたる、女性問題が主でしようが、ひとつこれに欠員の一人を充てて本部長である総理を補佐する、そしてまたこの審議会法案の趣旨説明にもありましたが、日本全体が生きていくことでこれから質の高い生活を享受できるようなことで補佐官制度を活用したらどうかと思うんですが、官房長官のお考えはいかがでしようか。

○国務大臣(梶山静六君) 内閣総理大臣補佐官は内閣総理大臣のブレーンとして内閣の重要政策に関し内閣総理大臣に直接進言、意見具申をすることにより内閣総理大臣の思考及び判断を助けることを職務といたすものであります。

いづれにいたしましても、内閣総理大臣補佐官の任命については、社会経済情勢や政策課題を踏まえつつ、内閣総理大臣自身が御判断になることとあります。恐らく総理は各般の女性の意見を公式、非公式にたくさん取り入れながらやってまい

るわけでありまして、一人の補佐官を置くか置かないかということが一番大きな問題ではないというふうに感じます。適時適切にその場に合った補佐官制度は必要でありまして、女性問題に限る限りは男女平等の社会をつくるということが究極の大きな政策課題でございますので、全員力を合わせてやってまいりたい、このように考えます。

○鈴木貞敏君 ひとついろいろ多角的に検討していただいて、一つの視野に入れていただければありがたい、こう思う次第でございます。

それから次は、予算委員会でも質疑があったようでございますが、選択的な夫婦別姓問題でございます。各党それぞれの御意見があり、それぞれの人生観なり家族観、そういったものに裏打ちされたいろいろのお考えがあるわけでございます。党の一致というのとはなかなか難しいというふうな一つの動きがあるようでございます。

私は、これは男女同権というか平等というか、そういう観点からすれば、夫婦が別姓であるか同姓であるかというのとはどうも男女平等という次元とは違った問題じゃないかな、そういうふうな感じを持っておりまして、また国民の世論というか大方の考え方はこれについてまだ熱していないんじゃないかというふうなことも考えます。

さらにまた、選択的ということでもお互いに相談の上どちらかに決めるとしまして、一体子供の名前をどうするかとか、そういうものを含め、さらにまた日本伝統の家族倫理観といいますが、そういったものにひびが入るんじゃないかな、これは相当慎重に論ずべきものであって、余り早く結論を出すということについては十分考えなくちゃならぬな、こんなことを個人的に実は思っているわけでございます。

もう官房長官はほかの席でお答えになっているかもしれませんが、この選択的夫婦別姓制度につきましてもいかなるお考えをお持ちか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(梶山静六君) 今、委員お述べのとおりでございます。お聞きをしますと千差万別、それぞれの方々がそれぞれの立場で主義主張を申されていることは御案内のとおりであります。確かに女性の社会的な進出やその他で、ともすると男性の姓を名乗るということに不便を感じ、あるいはそれと自分の人格の独立性、こういうものから別姓であってもよろしいという意見もあるし、あるいはそうではない、家族制度その他を残すときにはそういうことには余り意を払ってはいけなという意見もあるし、それから選択的にやってもいいではないかという議論もあります。まだ結論を出すというのには事至らないのじゃないのかなという気がいたします。

いづれにしても、国民的な議論の高まりの中からこういう問題には対処をしてみることが適当である、このように考えます。

○鈴木貞敏君 この問題はこれからいろいろ煮詰めておく必要がある問題だと思いますが、ひとつそういうお考えのもとでリーダシップを発揮していただきたいな、こういうことを願望している者の一人でございます。

もう時間でございますので、最後に農水省に伺います。

先ほど来の男女平等といいますが、そういう面でも、私も山形県出身でございますので、農業というものの分野で占める女性の労働力の貴重さという点からいいます。統計的にも、六割ぐらいは女性の労働力だという統計が出ておるようでございます。そういう中で、範囲を広げません、漁業組合とか農業委員会とかいろいろ農業団体があるわけでございますが、農業協同組合だけに限定して一つお伺いします。五百万の農業人口のうち六割は女性であるというふうな中で、農協の役員に一体現実にはどのくらい女性が進出しているのか。

この法律も、十分の四ですか、二十五人のうち四〇％はどちらかにしないといかぬ、こういうふうな規定、クォーター制というんでしょうか、そういうことを書いております。

したがって、私は、日本全体の女性の意識込みというかわかりませんが、あるいはこういう閉塞的な社会で農村社会が生きていく、田舎から都市に引っ越さなければならぬ、これがまた日本全体のパワーをアップする、また気持ち明るくするということがあつて力があるんじゃないか、こういうことを思うわけでございます。

そういう面でも、基本法を今つくる時期でございますので、農協はいつまでも何割女性を登用せいと、こんな思い切ったことをやれないものかなと思われたいと思いますが、その点について農水省のこれからの取り組みをお伺いして、終わりたいと思っております。

○説明員(高橋賢二君) 農村部におきまして女性の役割が非常に高まっているというのは御指摘のとおりでございます。

農協について数字で申し上げますと、現在、正組合員に占めます女性の割合は一二・七％、役員に占める女性の割合は〇・二％というところで、まだまだかなり低い数字になってございます。ただ、これは近年、徐々にではございますが、増加傾向で推移はしております。

それで、農村における女性の役割の高まりという点もございまして、農協系統におきましては全国農協大会で決議しまして、女性の農協加入促進による一戸複数組合員化、それと女性の農協運営への意見反映、役員等への選出、この二点を農協系統組織の基本方針として打ち出しまして現在取り組んでいるところでございます。

そこで、農村水産省としましては、先ほど具体的な目標というふうなお話もございましたが、なかなか具体的な目標というまでに至らない数字でございますので、現在のところこういった農協系統の方針等も踏まえまして、いろいろな場面で積極的に女性の登用ということを指導してございまして、したがって、今後ともいろいろな機会をとらえまして、先生の御指摘も踏まえまして、重ねて指導していくというのが今の考えでございます。

す。

○鈴木貞敏君 もう時間も来ましたので終わりますけれども、農水省、ひとつ積極的に女性がいわゆる政策決定段階に参入するように強力に指導していただくとか、また法制面でも何か手当てがあればその面で、ああ農水省やってくれるなというふうなことで、女性が本場に今の貢献度にふさわしいそれぞれのステータスを得るように格段の御努力をあらゆる面で傾注していただきたいということを中心からお願ひしまして、質問を終わります。

○狩野安君 もう二十一世紀は目の前に来ておりますけれども、名実ともに男女共同参画社会が私ではできていると思います。それにいたしましては少し遅過ぎた感がございますけれども、こういう男女共同参画審議会が法案化されるということに心から敬意を表し、御苦勞に感謝を申し上げたいと思います。

この中で売春対策審議会が廃止になっているわけでございますけれども、これはどういう理由で廃止になったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(安藤昌弘君) 今回、売春対策審議会を廃止いたしました新しい審議会の中で統合して進めていきたい、こういう基本的な考え方でございますが、これは昨年七月の男女共同参画審議会の答申であります男女共同参画ビジョンにおきまして、「売買春に関する諸問題を、女性の人権の保障、男女共同参画社会の実現という新たな観点に立って検討するため、当審議会と売春対策審議会の関係の在り方を含め、これらの問題を審議する体制の見直しを進めるべきである。」という提言をいただきました。また、八月には売春対策審議会からも、こういう体制の見直しを図りまして、幅広い視野に立った審議を行う場を設置すべきであるという御意見を承っているところでございます。

これらの意見を踏まえまして、今回、現在の売春対策審議会を発展的に統合して、従来の専門的

な知識経験に基づく調査審議に加えまして、男女共同参画社会の実現という幅広い視野に立った審議を行えるようにということでこのようにしたところでございます。

○狩野安君 売春対策審議会の今までの活動状況とかそういうことをちょっと知らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(安藤昌弘君) 売春対策審議会につきましては、昭和三十一年に総理府に設置されて以来、売春対策に関する重要事項について調査審議を行ひまして、内閣総理大臣等に対して各種の建議、要望等を提出してきたところでございます。

最近におきますれば、平成六年七月にエイズに係る対策を中心とした売春防止対策について、また昨年八月には、ただいま申し上げましたように、今後の売春対策を審議するための体制の見直しについてそれぞれ内閣総理大臣に対して要望を提出しているところでございます。

○狩野安君 売春対策といいますが何となくもう過去の問題のような気がするわけで、廃止しても当然かなというような気もいたしますけれども、今大変な社会問題になっております援助交際とか、いろいろな形で売春が行われているわけですから、これはもう大変な重大な問題だと思ひます。

その中で、この審議会の法案の中にこれに對しての明文化がなされていません。これは明文化することは難しいと思ひますが、この男女共同参画審議会の中で大きな役割を果たしていただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(安藤昌弘君) お答え申し上げます。ただいま申し上げましたようなことで、新たな審議会におきましても売買春の問題というのは調査審議事項の柱の一つになろうかというふうに考えておるところでございます。したがひまして、審議会におきましては必要に応じ部会を設置することができるとしたいというふうに考えております。この問題を専門的に御議論いただくた

めの部会が設置されることを期待しておるところでございます。

○狩野安君 ぜひこれは積極的な姿勢で取り組んでいただきたいというふうに心からお願ひ申し上げます。

話は変わりますけれども、今コピー人間もつくれるというクローン技術が世界じゅうの話題を集めておりますけれども、受精の必要がないから男性不要の社会というようなことも実現してくるような気もいたします。結婚はしたくないが自分の分身は欲しいという日本の女性も大変ふえております。こういう気持ちになったのは男性社会が長かった結果だというふうに思っておりますけれども、こういうことは命の尊厳に対する大変な冒瀆だというふうに考えておりますし、男女共同参画社会じゃなくてコピー人間との共同参画社会が生まれる可能性もでてくるわけです。

これはもう笑い話でもないし、ブラックユーモアでもないし、夢の話でもSFの世界でもないという感じがいたしますけれども、このような研究に對しまして、私は一日も早く哲学、それから倫理とか政治、経済、社会、広く論議を深めて倫理法を制定すべきだというふうに考えております。

科学の発達というが、研究の進歩というのは著しいものがありますので、あつという間にこういうおかしな社会ができてくるというふうに思っております。私としては科学者のロボットにはなりたくないというふうに考えております。

その辺のことについて、倫理法の制定をすべきだというふうに考えておりますけれども、御意見を伺お聞かせいただきたいと思います。もしできましたら官房長官にお願ひしたいと思います。

○国務大臣(橋山静六君) 私は余り科学的な人間じゃございませんので、クローン羊とかこういう技術、何か人間社会がそういうことを行っているという実感をまだ持っておりません。ただ、怖いことには、こういうものが場合によっては産業技術あるいは生命科学その他である意味で利便というメリットがあるというふうな

ことになりましたと、我々の持っている倫理観を乗り越えるスピードよりはるかに速いスピードでそういうものがこの人間社会に充滿すること、あるいは部分的にでも先行すること、これは人間社会の崩壊につながるというか、生命の尊厳というものを台無しにしてしまう大変なことでございますので、私はこの問題に關しては中立的な見方というよりも、むしろ極端なことを言うとか禁止的な見方でのこの問題には対応してまいりたい、これを自分自身の基本的な考え方としておりますが、まだ各般の意見を聞いております。

どういった意見があつてどういう利便性があつてどういうあれなのか知りませんが、一つ間違つてクローン人間によって自然の人間が崩壊するということが夢物語でない時代が生まれまいという保証はないわけでありまして、お互いにこれは念には念を入れるというよりも、むしろ逆にこの問題には禁止的な感覚で対応してまいることが大切ではないか、こう考えます。

○狩野安君 ぜひひとつ真剣に議論をしていただきたいというふうに思っております。

次に、北京での女性会議のときに出了話題でございますけれども、アンペイドワークということについていろいろな形で取り組みをしているわけですが、総務庁もアンペイドワークについて調査を行ったということをお聞しております。どんな調査を行ったのか、またどうなつたかをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(伊藤彰彦君) 私ども統計局ではアンペイドワークの把握を主たる目的とした調査は行っておりません。しかし、国民生活の実態を明らかにするものとして社会生活基本調査、こういうものをやっております。

この社会生活基本調査は昭和五十一年に始めたものでございまして、従来の統計が明らかにしておりませんでした経済活動以外の国民生活の実態を把握する、こういうことを目的として五年ごとに実施しております。そして、昨年十月に五回目

の調査を実施いたしました。約九万九千世帯の十歳以上の世帯員二十七万人について行いました。

この調査では、生活行動を睡眠、食事、仕事、家事、社会的活動など二十区分に分類して、それぞれの区分の行動に費やす時間を調査しております。これによりまして、家事、介護、看護あるいは育児、こういうことなどについても見ることはできるわけでございます。

○狩野安君 経済企画庁の方でもこの研究会をスタートさせたということですが、ちょっとそれもお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(根本博君) その目的はいろいろございませうけれども、世界的な動きといたしまして、一九九五年に北京で開催された第四回国連世界女性会議で採択されました行動綱領におきまして、家事等の無償労働の価値の数量的評価について研究促進すべきだという点が盛り込まれたわけでございます。また、諸外国におきましても、既に家事等の無償労働を具体的に金額でとらえ、その規模をGDP等の経済データと比較することが実際に試みられております。

そこで、我が国におきましても、現在把握されていない無償労働も社会を支えているという観点から、無償労働を金額でとらえまして、その規模や動向をGDP等の経済データと比較することが必要と考えております。こうした計算を行うに当たりまして、無償労働の範囲や評価方法について検討する上で、専門家の意見を聴取するという目的のために研究会を設けているところでございます。

○狩野安君 男女共同参画社会にどう生かすつもりなのか、その辺も聞きたいわけですが、これも、これが余り男女共同参画社会に行き過ぎて生かされるということも私は大変心配をしております。そして、行き過ぎた場合には味気ない、温かさの感じられない社会になるような気がいたしますので、そういう意味でも留意していただきたいと思ひますけれども、一応簡単に結構ですのうで、男女共同参画社会にどう生かすつもりなの

か、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(藤田隆成君) お答え申し上げます。平成七年十二月に策定されました政府の経済計画、構造改革のための経済社会計画におきまして、男女一人一人の個性が尊重され、その持てる能力に応じて社会の中でさまざまな役割を有し、意欲的に社会に参加することができる公正な機会の保障された男女共同参画社会を構築する必要があるというふうにされております。

昨年十二月に男女共同参画社会の形成促進に関する国内行動計画、男女共同参画二〇〇〇年プランが策定されております。その中におきまして、男女共同参画にかかわる情報の収集、整備、提供のための具体的施策の一つとして、アンペイドワークの数量的把握の推進が盛り込まれております。また、女性がその大部分を担っておりますアンペイドワークにつきまして、数量的には必ずしも十分に把握されておらず、そのことが女性の担う役割への過小評価等につながっているとの指摘もあるわけでございます。

このような状況も踏まえまして、先ほど御説明申し上げましたように、検討が行われておりますアンペイドワークに関する研究会の研究結果が各種政策において男女共同参画の視点を盛り込む際の参考資料として提供することができればというふうに考えておる次第でございます。

○狩野安君 二十一世紀は確実に男女共同参画社会が訪れてくると思ひますけれども、一人一人が妻でもあり母でもあり、ときには職業人でもあり、また一人の女性であるという、大切な自分という意識を男の人も女の人も持つ、それが私は男女共同参画社会だというふうに思っております。

そういう意味で、いろんなことを調査されてもそれが行き過ぎにならないようにぜひ注意をしていただきたかと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) 男女共同参画社会というの、前向きにとらえても、この少子化時代に

社会の健全な発展というか円満な発展というか、これを願うためにも、これは打算的に考えても極めて大切だという気がいたします。そして、我々の人間社会はそれぞれの民族あるいは育った場所によって違ふかもしれないけれども、私個人の狭い社会を考えますと、私たちは今、男女共同参画社会は形成しております。

しかし、男女の平等というより女性の尊厳というか、これはそれぞれの家庭によって若干の差はあるかもしれませんが、日本の社会というのは女性にある意味で優位を、内容的な実質上の優位を与えてきた社会ではないかと思ひます。名目上というか、男の権威とかなんとかという意味で男が横暴に見える場合もあるかもしれませんが、私個人を考へてみても、母ありて我ありというか、妻ありて我ありという思いで今日まで生きてきているつもりです。それは反省もひっくるめてであり

そういうことでありますので、この男女共同参画社会という、より充実した、おのおのが特性を発揮できる社会をつくり上げたい、こう考えております。

○狩野安君 ありがとうございます。

○鈴木正孝君 平成会の鈴木正孝でございます。きょうは男女共同参画審議会設置法案の審議というところでございますけれども、その前に、官房長官お見えでございますので、初めに沖繩の米軍用地の使用問題に絡みまして若干御質問をさせていただきます。

御案内のように、来る五月十四日をもちまして嘉手納とか普天間とか十数カ所の米軍用地の使用期限が終了するという状況になっております。現在、沖繩県の収用委員会で一生懸命審理をやっておりますけれども、伝えられるところでありまして、その期限終了前に裁決が出るというわけでございます。また、昨年の楚辺通信所の問題で法的な空白状態が現在も生じているという状態を考へてみますと、非常に重要な課題で今や国内的にも

あるいは国際的にも大変注目されている、そういう状況だろうというふうに思っております。

初めに、収用委員会の審理状況はどういう状況になっているのか、あるいは現在どのような審理を行っておりますか、あとどれくらいやるような見通しになっているのか。また、伝えられるところによりまして、現地調査の実施の可能性、こんなようなことも言われているようでございますけれども、そんなことを総合いたしましたとして、現時点の現実的な状況を御説明いただきたいというふうに思ひます。まず、施設庁の方から結構です。

○政府委員(伊藤康成君) ただいま御質問の件でございますが、駐留軍用地特措法に基づきます手続でございますけれども、先般二月二十一日に沖繩県収用委員会におきまして第一回の公開審理が行われたところでございます。また、この三月十二日には第二回の公開審理が行われておりまして、いずれも整々と審理が進んだというふうに承知しております。

その審理の中身でございますが、第一回の公開審理におきましては、起業者の立場から那覇防衛施設局の方から裁決申請理由を陳述いたしました。また、その後には所有者等十名の方からそれぞれ意見陳述がなされたところでございます。

また、第二回の公開審理におきましては、所有者等からの意見陳述、さらに那覇防衛施設局が第一回公開審理におきまして陳述しました裁決申請理由に関して求釈明がなされまして、これに對して那覇防衛施設局から釈明を行ったというような状況でございます。

今後でございますが、第三回の公開審理については来る三月二十七日に開催される予定というところになっております。

その後でございますが、過去の例から申しますと、例えば御指摘の現地調査等数回行ったというのが過去の例でございます。しかしながら、これらにつきましましてはいずれにいたしましても収用委員会の権限に属する事項でございますので、この場で私どもの方から今後のことを、どうなるであろ

そういうのを考えますと、ここに専門家の方も大勢おいででございますが、画一的な地方自治というものは確かに日本を統一国家とするためにはむしろ必要だったかもしれないませんが、これからはむしろ特色のある地方自治を、あるいは一番生きられる、一番活力のあふれるような地方とはどういうものかというところ、いろんな分権論がありますが、画一的な分権よりは選択的な分権を行って、どの地方にはどういう法律が欲しい、どういう権限が

では、設置法案の方に移らせていただきます。
今回の法案は先ほど来鈴木先生、狩野先生から
も大体似たような御質問が出たわけでございま
して、大要恐縮でございしますが、重なるかもしれ
せんけれども、お許しをいただきますがやらせて
いただきます。

男女平等の達成に向けて北京で一昨年ありまし
た世界女性会議、第四回ということであつたよう
に思いますが、ここで各国政府の取り組み

また法律でやっておりますからということかもしれませんが、この存置期間が明記されていないというような状況を総合的に考えてみますと、ちよつと厳しい見方、言い方をしますと、多くの女性の方々の期待に反してとは言いませんけれども、本当にその期待にこたえられるようなものなのかなというような感想、懸念、懸念的な感想といひましょうか、そういうこともないでは

の変化あるいは国民意識の変容等に適切に対応して常に見直しが求められることを踏まえ、新たな審議会の調査審議の対象は決して臨時的、暫定的な事項にとどまらず、恒常的、継続的な事項まで含むものと考えておるためでございます。

また、先生の御指摘にもございましたけれども、近年、国際的に男女平等の達成に向けた取り組み体制の充実強化が各国に要請されておりま

て、国内におきましても、各政党、女性団体を初め関係方面から審議会の恒久化が強く求められていて、このところでございます。これらのことを考えま

まいりたい、このように考えております。

○国務大臣(堀山静六君) 今の政府委員の答弁に

の一角のようなものではないかなというふうな気

もいたします。こんな状況を反映してあるかもしれ

ませんけれども、この問題に対する行政の対応

といふものはいささか消極的なかな、そんな思

いもございいます。

諸外国の中では、フランスあるいはドイツのよ

うに立法措置を講じている国もあるやに聞いている

の御説明をいただきたい。そしてまた、我が国

におきます対策あるいは立法化の検討状況、こん

なものの御説明いただければと思います。

今回新設されます男女共同参画審議会、この

格好の審議会テーマになり得るものかなというよう

な感じもいたしますので、この種のテーマを諮問

するお考えは、ちよつと今の時点では言えないよ

うというところかもしれませんけれども、その辺も含

めまして御答弁いただきますと思います。

○説明員(草野隆彦君) お答えいたします。

職場におけるセクシュアルハラスメントにつき

ましては、現在その概念及び防止の必要性につ

て企業等に対し啓発を行っているとござい

まして、婦人少年室におきましてセクシュアルハ

ラスメントに関する相談もあわせて行っており

ます。この状況は年々ふえておまして、平成六年

八百五十件でございましたが、平成七年九百六十

八件、平成八年度前半で六百二十六件という状況

になっております。

今後でございますが、今国会に雇用機会均等法

の改正法案を提出しておりますので、この中でセク

シュアルハラスメントの防止について事業主の配

慮義務を規定するとともに、その配慮すべき事項

について国が指針を定める、こういうことにな

っております。したがって、仮にこの法案がど

うに定めがなされますと、趣旨に基づいて今後企業

等に対し御指導申し上げていく、こういうことにな

るうかという状況でございます。

○政府委員(安藤昌弘君) ただいま御審議いた

だいておりますが、ただいま先生の新たな審議会

が充足いたしますれば、ただいま先生の御質問ご

ざいましたような点も含めましてぜひいろいろな

形で審議を進めさせていただきたい、このように

考えておるところでございます。

○清水澄子君 まず最初に、この設置法案につ

きましては賛成、長い間要求をしまいたつたわけ

でございます。その中でももちろん賛成です。

まず、目的のところは男女共同参画社会という

のが括弧で書かれているわけですが、それと、こ

れから二〇〇〇年に向けて社会的、文化的に形成

された性別に縛られないようにということがつけ

加わったはずなんです、なぜここには外されて

おるのか教えてください。

○政府委員(安藤昌弘君) お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございましたけれども、

も、現行の男女共同参画審議会が総理の諮問に答

えまして昨年の七月に男女共同参画ビジョンとい

う答申を出されたわけでございます。この中で

「男女共同参画社会の基本的な考え方」というこ

ろにあるわけでございますが、「男女共同参画

社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自

らの意思によって社会のあらゆる分野における活

動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受

することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

をいう」と、このようにされておるところでござ

います。今回の法案におきましても、第一条に

おきましていただいと全く同一の定義をしておる

ところでございます。

○清水澄子君 いや、これは今までずっと主張さ

れてきた定義だったんです。それが昨年の七月に

このビジョンの答申を受けたときに、ここに「こ

の答申は」といってもう一つつけ加わっているん

ですね。社会的、文化的に形成された性別意識と

か慣行とか制度とか、そういうものに縛られない

ようにということがこの共同参画する社会の実現

を目指すときに大事なのだという定義が新たにつ

け加わっているんですが、ここがまた抜かれてい

るというのを私は聞いているんです。

○政府委員(安藤昌弘君) お答えを申し上げます。

ただいま先生がおっしゃられましたように、その

社会をいうという後に、「この答申は、女性と男性が、

社会的、文化的に形成された性別(ジェンダー)に

縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会

の実現を目指すものである」と、確かにこのように記

されておられます。

私もその理解をいたしました。これは、これは、こ

う社会を目指すということでございます。男女共同参

画社会そのものは先ほど申し上げましたよう

な定義ということで理解しておるところでござ

います。

○清水澄子君 男女平等の社会をつくらうとい

ことは一九七五年から国際的な共通の各国政府の

目標、課題となつて、二十二年間このことが努力

されておられます。そういう中で、先ほどからの御

議論を伺っていると、物すごく皆さんたちは善意

でもって話しているらっしゃる。その善意は大事な

ことなんですけれども、また個人的な生活の中の

体験も非常に大事なことでございまして、日本だけ

じゃない、世界じゅうにこれは存在しているんです

が、社会的に文化的に長い歴史を通してつづら

れてきた、男性の生き方というものがつづら

り、女性の生き方がつづられたり、そういう価値

観のもとで、そして男性を標準にしてしまったさ

まざまな考え方、意識、生き方、制度、そういう

ものを今後なくしていかないと本当の民主主義は

できない、本当のお互いの人間としての平等とか

自由というものが尊重されないんだ、こういうこ

とでこの運動が始まりました。これは政府もやり

けれども、全世界の女性たちの大きな人権運動に

なっていると思うんです。

そういう中で、私はもうきょうは論争する時間

がありませんけれども、先ほどから官房長官も何

回もおっしゃっています、日本の女性ほど男性か

ら思いやられている女性はいないとか。それは個

人の善意がもしもありませんけれども、社会的にはど

うなのか、国際的にどうなのかと見たときに、発展途上の女性が必ずしも地位が低いとは言えませんが、そういう経済的な条件がない中で、のんびりではなくて、日本は先進国と言われる中で、いつでも国際社会へ行くという批判を受けるんですね。そういうことをやっぱり認識していただきたいと思っています。

例えば男女賃金格差で言いますが、韓国より日本はおくれています。男賃金格差の一番大きいのは日本だというのは世界じゅうの女性が知っておりますし、それからいまだに墮胎罪という明治のときの法律が変えようとしてきていません。こういうのを言い出したら、日本の法整備のあり方、女性を個人として、人権として扱うということが余りにおくれているというので、そういう国際会議に行くとき私たちはいつでも大変つらい思いをしているわけです。

特に、政治やこういう場に参加をするという点では、私たちは今こうして男性のところに對等に並んでいる、だから対等かといえ、私は對等にここにおりますけれども、しかし個人の生活では皆さんたちは女性に違いますが、帰ると洗濯もしなきゃならない。いろいろ夫と分け合ったり、もう大変です。皆さんたち男性の議員より女性の議員はうんとたくさん、それこそ家事やいろいろなこと、余分のことをいっばい持っている。それは自分で処理していますけれども、社会的にそれが当たり前だということになると、これは問題になるわけです。

日本では政治参加でも衆参合わせて六・八％しか女性に参加していない。世界各国の中で、百八十六カ国ぐらゐの国連に加盟していますけれども、百四十四番目なんです。日本はこれだけ経済力があり学歴があり社会がこれだけ発展しているのに国際的にどうしてこんなに女性の地位が低いのかと言われているところで、私たちはそれを一生懸命女性自身が自覚しようとして運動をしているところなんです。それが官房長官のように日本の女性には多くの優位を与えていると言われる

と、この議事録が今度どこかに出たらこれまた大変だと思つて今伺つておりました。

そういう状況ですから、私たちが全然そこには不平等はないと思つているところが実は長い間の文化的な慣習になつてしまつていますから、意識化されていますから、それらをどう取り除くかというのには相当長い運動期間が必要だと思います。

そういう意味で、私はもう一言伺いますけれども、このビジョンが提起しました「社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点の定着と深化」という項目は何を訴えようとしているのかお聞かせください。

○説明員(名取はにわ君) 先生の今おっしゃいました男女共同参画ビジョンでジェンダーについて何を強調しているかということですが、昨年七月三十日、男女共同参画審議会から御答申いただきました男女共同参画ビジョンにおきまして、男女共同参画社会への五つの目標の一つとして、社会的・文化的に形成された性別、これを括弧してジェンダーと言つておられますが、それに敏感な視点の定着と深化が掲げられております。

これは、男女共同参画社会の実現に向けてはあらゆる社会システムの構築とその運営に当たつて明示的な性別差別がない、あるいは文面上男女平等の規定があるということだけではなく、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを常に検討するというジェンダーに敏感な視点が必要であるということが示されているものではないかと。

○国務大臣(堀山静六君) 大変誤解のある言葉を使つたことをおわびいたしますが、確かに世界の歴史を見ましてオール男性対オール女性というのは絶えず相聞つてきたものであります。ですから、女性史を調べてみれば、あなた方には大変耐えがたい男權に對する抵抗をやつてきた歴史、これは私も認めるわけでありまして、委員御指摘のように、いずれにいたしましても個々の女性、男性はお互いに相寄るもの、その別な面があるわけ

です。ですから、日本のように農耕社会的な社会を営んだところは家庭というものが、家族というものが大きなウェイトを占めていたから、諸外国と比べてみますと、オール男性対オール女性という争いよりは、むしろ家族ないしは家庭というものの視点のいわばやわらかさ、これが多分に出ている、そういう意味で私は申し上げたわけでございます。必ずしも私自身がどうこうとか、そのことだけをおし上げたわけではございませんので、誤解があらましたらお解きを願ひたいと思ひます。

○清水澄子君 これもまたいづれ論争いたしまししょう。家族というのは、ただ一体感というと言葉ではきれいなんですが、その中で本当に一人一人が大事にされてお互いに本当の意味で尊重されてつていふのは、やっぱり日本はかつて家族制度があつてそういうものがなかったんです。女性は無能力者と規定されていたのがあの戦争中の法律でしたから。

家族というのをもっと本物の家族にしたいというのがこの男女共同参画社会なんですね。ですから、私たちが本当の意味の人間的な家族というのはどうあるべきかを今一生懸命追求しているというのがこのテーマだと思ひます。

そういう中で、男女共同参画なんという言葉はともて伝わりにくいんです。そういう意味で、これは英文ではどういふふうに言うんですか。

○説明員(名取はにわ君) ジェンダーイコリティーだと思ひます。

○清水澄子君 それは日本語で直訳すると何と言ひますか。

○説明員(名取はにわ君) とりあへず当室の英訳を今申しましたので、直訳というか何というか、ともかく男女共同参画ということになると思ひます。

うことをあえて伏せたみたいで、ですからイメージでも非常に言いにくいんですね。

それはそれとして、あらゆる文書に男女平等という言葉がなくなつていふんですが、実は国連の北京会議で私はちょうど行動綱領の平等というところの議論をずっと聞いていました。各国政府の代表ですけれども、私はもう感心いたしました。

そこでは、イランやスーダンの原理主義国の代表は、平等という言葉に絶対に使つてはいけない、女性はやっぱり男性とは違ふんだという形で、いわゆる劣つていふという表現まで言ひませんでしたが、それでも全部違ふんだ、だから平等といふのはいけないといふことを言つたんですけれども、しかしあらゆる国の人たちは、我々は平等をつくるためにこの運動をやつていふんだ、こういう問題提起をしていふんだ。今まで差別されてきた、だからそれを平等にするためにアフーマティブアクションとかポジティブアクションとか、まず特別に平等にして、それから均等であり公平になるんだ。そういうところの定義は明確にすべきだといふのが各国の大多数の意見になつて行動綱領が修正されたのを私は見ていました。

ですから、そういう点で他の国の政府代表といふのは非常に厳密に、その平等の意味といふのは人権とかそういうところを非常に大事にしていると思ひましたけれども、日本の中では何か文盲がどこかで交わつてしまつたら、そのイメージと国際社会で使う言葉が違つてくる。

こういう点でも、對等といふのは、さつき申し上げたように、ここに一緒にいれば對等ですけれども、社会的に女性がどういふ性差があるか、それを直していくというのが政策ですから、本来ならばその辺の考え方をずっと社会に普及させていく、啓発していくのがこの運動の大事な柱だと思ひます。それはもともと私は男性議員の皆さんやら官僚の皆さんとも議論をして、お互いに本当の意味の人権といふことをこれから議論できるようにしたいと思つております。

そこで、次にこの二〇〇〇年プランについて伺いますけれども、二〇〇〇年まであと三、四年もありません。二〇〇〇年まである程度実行しなさい、いけないというのが北京会議で約束になっています。ですから、ここにいっぱい並べてあることが実行する課題、具体的な課題だと思ふんですけれども、その中で「家族に関する法制の整備」を見ると、ここにはっきり「男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入」とか、きちんと書いてあるんですね。それとさきからお答えになっていることは全然違うわけですが、こういう問題、ここに書かれているのが二〇〇〇年までの政府のプランなんですよ。その具体的な施策のプランと今いろいろお答えがあることと全然違っているというのは、これは今後どういうふうに整合性というか実行に移していける意思か、決意かということをお聞かせください。

○政府委員(安藤昌弘君) お答えいたします。ただいま先生の御質問にございました二〇〇〇年プランの中で、選択的夫婦別氏制度の問題につきましては、「男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について更に検討を進める。」と、このようにしているところがございます。

○清水達子君 はっきりそれをしていくという意思なんですか。それで次に、これからこの審議会のメンバー構成といたしますが、今後こういう女性問題を総合的に審議していく場になると思います。ですから、これをより強化していただきたいわけですから、けれども、そのためには女性運動をやっている女性団体のメンバーというものが一定の比率で入っていく、そういうことをぜひやっていただきたいのと、やはり女性自身の意識も変わっていかなく、ライフスタイルも変わらなさいいけないわけですから、審議会はぜひ情報公開をしていただきたい。その場合には、ただ文書でだけじゃなくて、審議のときにそれを傍聴できるように方法、

そのことをぜひお願いしたいと思います。そして、続けてもう一つだけ質問ですが、売春対策審議会が閉鎖されてこの男女共同参画審議会の中に統合されるわけですが、今後、売春の根絶に向けた審議はどのような方法で行おうとされているのか、以上お答えください。

そして最後に、今は総務庁長官に女性問題担当大臣がかわっているわけですが、やはり官房長官は副推進本部長としての非常に大きな責任をお持ちだと思いますので、この問題について、男女共同参画社会という社会をつくっていくわけでございますので、ぜひひとつ最後に御決意をお願いしたいと思います。

○政府委員(安藤昌弘君) まず初めに、委員の人数についてでございますけれども、新たな審議会につきましましては、男女共同参画社会の形成に関する広範なテーマを調査審議するというところでございまして、委員の人数に当たりましては、国民各界各層から幅広く御意見を賜るべく、経歴や肩書にとらわれることなく、先ほどございました女性団体を初めとしたしまして関係方面から幅広く適切な人材を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、審議会の公開についてのお尋ねでございますが、これにつきましても、新たな審議会自身がお決めることになることとさせていただきます。政策決定過程をより透明で国民に開かれたものとすることは行政に対する国民の信頼を確保する上でも大変重要なことというふうに考えておるところでございます。

また、売春対策審議会を今回廃止するが、それに対する今後の審議はどうかということでお尋ねでございますが、この点につきましても、売春の問題というものが新しい審議会におきましても調査審議事項の重要な柱の一つになるというふうに考えておるところでございます。必要に応じて部会を設置するなど、この問題を専門的に御議論いただくための部会を設置することも期待しておるところでございます。

○国務大臣(梶山静六君) 男女共同参画室を所管する内閣官房長官であります。全力を尽くしてまいります。

なお、女性問題担当は官房や総務庁長官にお願いをいたしてありますが、これはこれからの行車のかねをなす機関であります。その中でしっかりと男女共同参画社会とは何物であるかという女性の願いを込めてその問題を見てほしい、その意味で、非力な私よりははるかに強力な権限を持つ総務庁長官に女性問題担当をやっていただくことに私は大変な力強さを感じているわけでありまして、よろしくお願ひします。

○齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でございます。このたびの男女共同参画審議会設置法案に私はもちろんのことがながら賛同する立場でございます。一、二伺わせていただきます。また官房長官、きょう午前も伺った部分もございまして、沖縄等の問題につきましまして、若干関連をいたしまして、二伺わせていただきますというふうに思います。

昨年七月三十日の男女共同参画審議会の答申でございましてこのビジョン、私も大いに賛同する立場は変わらないうわけでございます。二十一世紀の到来まであと四年余りとなったということで、ただいま参画というより平等という言葉が適切ではないかという清水委員の御発言もございましたけれども、私もごもっともな提起だというふうに思います。そして、このことが我が国の社会が目下迫られている歴史的な変革をなし遂げる上で極めて重要なことであり、先ほど官房長官のお話もございましたけれども、やはり男社会の日本であつたのではないかと今思っています。

そういう中で、やはりこれから男女参加、男女平等ということが、今日のさまざまな閉塞した状況と一口に言っておりますが、これを打ち破る意味でも、私はこのビジョンに基づきます施策というものは大変重要なことではないかというふうに思います。

そこで、まず第一点でございますが、このビジョン実現に向けての第一歩なんだ、今回この審議会を設置していくのは第一歩なんだというところで、二〇〇〇年プランを全庁挙げてやっていくという具体的な施策等にするための法律だということについて冒頭御確認をさせていただきたいと思ひます。官房長官、お願ひします。

○国務大臣(梶山静六君) この男女共同参画審議会の設置は、ただいま委員御指摘のとおり、これから強力に推進をしていくための一つのいわば起爆剤と申します。今までのどちからかという手備段階、これから本当の体制に入るわけでありまして、全庁挙げて取り組んでいただかねばなりませんし、この審議会が中心になってもらいたい。意見を集約して、強力な推進体制を築いてまいりたい、このように考えます。

○齋藤勤君 先ほど鈴木貞敏委員の質疑の中で、農協の女性役員の占める割合について農水省から答弁がございまして、〇・二％という数字が披露されました。これからどうするんだろうかと私も大変心配でございます。この二〇〇〇年プラン、三年しかないので、今年度を入れますと四年度しかございません。二〇〇〇年プランの具体的な年次の進行計画というのは、九七年度はこうして、九八年、九九年、二〇〇〇年というふうになつていくんですが、各省庁が具体的にいつ何をしていくのかということが大切なわけでありまして、今度のビジョンの中にもフォローアップをしていくということが盛り込まれております。この各省庁がいつまでに何を果たするかということについてどう考えられているのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(安藤昌弘君) お答え申し上げます。この男女共同参画二〇〇〇年プランにつきましては、昨年の十二月に男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策を総合的、体系的に整備した国内計画でございます。この中の具体的な施策につきましては平成十二年度末までに実施することとしておりますが、確かに年次ごとの計

あるというのが実態だと思ふんです。

以前、私は我が党の女性議員と一緒に官房長官に申し入れに伺ったときに、長官から御自身のお母様が戦前大変苦勞されてお子さんたちを育てられたというお話も伺ったわけでありましたけれども、今日の家事労働の実態を今出してもらったんです。どういふふうにお受けとめていらっしゃるのか。それから、男女の職業と家庭の責任を両立させて男女共同参画社会を実現していく上でゆとりのための労働時間の短縮の問題が極めて重要になっていると思うんですけれども、この問題について政府としてどういふふうにお進めになるつもりか、官房長官に伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(橋山静六君) 経済計画に掲げられているように、千八百時間、これを達成するためには週四十時間、それが達成できずと今度は中小企業にまでこの四月から及ぼすわけでありまして、このことが完成をいたしてまいりますと男女間のいわば家事労働その他に対する比重は相当変わってくるのではないかと、このように期待をいたしております。

私自身の家庭を顧みても、戦前、決しておやじが遊んでいたわけじゃありませんけれども、おやじは家事以外の仕事で万般の仕事をしておりました。貧しい時代でありまして、おやじもおふくろもともに過重労働にあえいでいたということが現実であります。今の私の家庭から見ますと、おやじ、おふくろの時代から見ると雲泥の差ほどよくなったという気がいたしますが、ただ私は政治という社会を持ち込んでおりますので、家事労働とは言えない分野で私のうちは大変特殊な労働を家内に強いているというこの現実には頭が上がりません。

○笠井亮君 平成四年十月の閣議決定で労働時間短縮推進計画というのがありますけれども、これによりまして、「平成八年度までの間に年間総労働時間千八百時間を達成することを目標とする」というふうに述べてあります。その期限がもうあとちょっとであります。それが来たのに現実には

は相当の開きがあつて、先ほども本会議でありましたが、時短促進法の改正で先送りを繰り返しているのは極めて問題だというふうに思うわけでありました。

その中で大きな問題の一つが所定外の労働時間の問題だと思ふんです。労働省の労働基準局が編集しました「労働時間のしおり」というのを見ましたら、総労働時間を千八百時間にすることは所定外労働時間は百四十七時間ぐらいになるというところとシミュレーションをしております。ところが、他方で、現在の労働基準法の特別の事業を除いた女子労働者に対する制限、すなわち深夜労働の禁止とともに、工業的業務の場合には一週間に六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働、また休日に労働させてはならないという女子保護規定を取り払おうとしているということが今問題になっておりますけれども、常識的に考えても、一方で百四十七時間というのでシミュレーションで千八百時間というのを想定して考えながら百五十時間というのを取り払うのは大いなる矛盾じゃないかというふうに思うわけでありました。

閣議決定の立場から、また男女共同参画社会を実現するためにも、むしろ男性の方こそ時間外労働をもっと強く規制する必要があるし、現行の女子労働者に対する時間外労働の年間百五十時間より厳しい規制を男女ともに適用していくことこそ本筋だというふうに思うんですけれども、その点で政府の見解はどうなっているんでしょうか。

○説明員(松井一寛君) 男女につきまわしての時間外労働のあり方、これにつきましては、今度均等法の改正をするという過程で、婦人少年問題審議会が今言われた規制廃止というふうなことで男女の機会均等をセットで法案を出すという審議がございまして、しかしながら、時間についてのあり方そのものは時間法制全体のあり方の中で見直していこうということで、現在、中央労働基準審議会の中で御審議いただいております。労働省として

ではその審議の結論を踏まえて対応したいと思っております。

○笠井亮君 今説明がありましたけれども、労働省が今考えて法案として出てくる中で説明されているのが、時短は必要だ、それは促進するけれども、女子保護規定の撤廃というのは女性の職域の拡大を図っていくために大事な点だということも言われていると思うわけでありましたけれども、今問題なのは、男女とも残業規制が国際的な流れとなつていの中で、やっぱり働き過ぎの男性の方を規制しないと四十時間も達成できないし、そして本間に共同参画社会ということになりますとそういう方向にも行かないんだということを大いに見ていかなければいけないというふうに思うんです。働く女性に厳しい日本の現実では、そういう規制が撤廃となれば圧倒的な女子労働者がますます大変になるというところがあると思ふんです。

総理大臣の諮問機関である経済審議会の労働環境検討委員会の報告というのが平成五年十月に出しておりますけれども、その中で、労働時間の短縮というのには「長時間労働の心身の悪影響を緩和し、中長期的な労働供給増加率の低下の中で、女性・高齢者の労働市場への参加を促進する」というふうにむしろ言っているわけでありまして、時短を進めてこそ女性の市場参加も促進されるというふうに言っていると思ふんです。

そういう点では、政府の推進本部のプランが、男女の職業生活と家庭、地域生活の両立支援とか労働時間の短縮等の就業条件の整備をうたい、そういうことを進めると言っている一方で、他方で女子保護規定の見直しというのがあるプランの中にもあるわけですが、そうしますと相逆行するものがあるわけですね。このプランの中に盛り込まれているということが、事実上の平等を実現するんだということに大いに問題があるんじゃないか。その点を推進本部としても検討し直すべきだし、国としても真剣にこの問題に取り組むべきだというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○政府委員(安藤昌弘君) お答え申し上げます。確かに今回の男女共同参画二〇〇〇年プランにおきましてそのような趣旨のことが盛り込まれておりまして、仕事と家族の責任等を両立できるようにするということが男女共同参画社会の最も基本的な考え方の一つでもありますし、重要な課題であるというふうにとらえているところでございます。

このため、育児、介護サービスの充実や、育児や介護を行う労働者が職業生活と家庭生活とを両立できる雇用環境の整備、労働時間の短縮等、男女がともに家族の責任を担いつつ安心して働くことができる環境整備に向けて総合的に対策を推進していかなきゃならない、このように考えているところでございます。

○笠井亮君 ぜひ総合的にやってほしいんですが、今言われたような問題の中にも、結局、共働き家庭の女性労働者は三時間以上の家事をこなしながら、その上に女子保護規定の撤廃というふうになれば、例えば深夜や休日にも両親とも仕事に行くということになって子供たちが留守番を余儀なくされるのかというところにもならないか、介護、育児の問題でも、措置をとるからということをいろいろ言われてしまふけれども、これも十分なものじゃない。むしろそれではカバーできない問題がたくさんあるというところでありますし、それから健康と母性破壊の問題も大変に重大であります。

今大事なことは、過労死する平等を目指すのじゃなくて、男性とともに労働時間を規制して、まさに先進国らしいゆとりある生活ができる、人間らしい二十一世紀の日本社会を実現するということが必要だと思ふので、そのことをぜひ私は強調したいというふうに思います。そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

育児休業制度の問題で人事院に伺います。この制度が導入されて六年目を迎えました。そこで、国家公務員の育児休業について伺います。一般職の国家公務員の育児休業の取り扱いが

況を伺いたいんです。初年度の平成四年度から各年度ごとに、一歳未満の子を養育することになった女性職員に対する取得割合、男性の取得者数の増減傾向、男女別の取得期間はどうかという現状があるのでしょうか。

○政府委員(佐藤信吾) お答え申し上げます。

平成四年度にこの制度が実施されたわけでございますけれども、一歳未満の子供を有する女性職員の割合の取得割合は、平成四年度が七二・一％、五年度が七〇・二％、六年度が七一・二％、それから七年度が七七・一％でございます。

それから、男子職員の数というお話がございました。平成四年度が二十三人、平成五年度が十五人、六年度が十四人、七年度が十九人ということになっております。

○笠井亮君 七年度のパーセントが七七・一％ということですが、それまでに比べると上がってきていると思うんですが、共済組合からの手当金が出るようになったということが大きな要因というふうな何とおります。そのことを見ても、育児休業中の経済的援助の重要性というのが非常に大事だということに思っています。

そこで、育児休業中の期末・勤勉手当の取り扱いについて伺いたいわけですが、国家公務員の期末・勤勉手当は民間のいわゆる一時金に相当するものだというふうに思っています。これは三月一日、六月一日、十二月一日の基準日というものが在職していないと支給されないということになっていて、これを育児休業に機械的に適用するためにさまざまな不合理が起きているという現実があると思うんです。

具体的な例を紹介申し上げますと、国の役所で働くＹさんとさせていただきますが、給与が月額約二十五万円で、十一月の十九日から育児休業に入って翌年九月一日に復帰すると、今の制度では十二月一日、三月一日、六月一日の基準日に休業中のために十二月、三月、六月の期末・勤勉手当が支給されない。勤務期間に応じて支払われる

とすれば、Ｙさんの場合、六月一日から十一月十八日、休業に入るまでは五カ月と十八日働いていたので、十二月に約五十二万円支給されるはずの手当がもらえないという現実があります。

他方、どうにか手当をもらえようというところで、無理しても基準日までは、または基準日から働いてということでも年休でやりくりする例もあらは伺っております。そうしてどうにか手当をもらえる人が出ると。ところが、その人の育児休業中のかわりの臨時的任用職員とか、あるいは教員でいうと代替の教員の場合はパートでなくて正規なのに、基準日には在職してなくてその直後から働くことになるために当然、要するに手当が一円ももらえないということになって、職場によってはなり手が見つからずにアルバイトでやりくりするところもあるというふうな何と伺っているわけでありまして、基準日間のほとんどを働いていても結局オール・オア・ナッシングになっちゃうという現実があると思うんです。

人事院総裁、九四年十月の衆議院内閣委員会では我が党の松本議員の質問にお答えになって、この問題は研究してみたいというふうにおっしゃったと思うんですけれども、その後の研究の進捗状況はどうなっているか。いつまでも研究じゃなくて、きちんと検討をされて、在籍日数の比率に応じて何とか手当を支給できるように改善すべきだと思いませんか。いかかでしょうか。総裁、お願いします。

○政府委員(弥富啓之助君) お答えを申し上げます。ただいま委員が言われましたとおり、期末・勤勉手当というのはこの基準日に在職する職員に支給されるものでございまして、これにつきましては育児休業法第五条二項におきまして「育児休業をしている期間については、給与を支給しない」というふうに法定をされているところでございまして、これはもう御承知のとおりでございます。

基準日制度というものをとっておりますのはいい

ろいらないきさつがございまして、期末・勤勉手当におきましては制度創設以来一貫して基準日に在職する職員に対して支給されるという主義をとっております。これにつきましては長年のいきさつがございまして、納得性のある方式として大方の理解を得ているのではないかと思います。

他方、ただいま委員が言われましたとおり、育児休業をした時期によりまして、極端に言えば基準日の直前と直後によって期末・勤勉手当の取り扱いに差が生ずるという、これは私も松本委員から質問をいただいている研究をしてみたいと申し上げましたが、そういう御意見があるということとは十分に承知をいたしております。

いずれにいたしましても、育児休業中の期末・勤勉手当の取り扱いにつきましては、例えば民間の状況等、言ってみれば平成七年の雇用保険法などによりまして民間企業でも取り扱いが変わってきたりすることもございますし、これからの社会経済情勢というんでしょうか、それを考慮しながら、制度としての整合性や公平性という観点も含めまして制度の検討を引き続き行わせていただきたいというふうに考えております。

○笠井亮君 民間との比較ももちろん必要だと思ふんです、やっとならぬと思うんですが、公務の中での不合理、矛盾もあるわけでありまして、この育児休業の制度を本当に実効あるものとして定着させる上で、少なくとも経済的な理由で取得困難にならないようにする、そのための使用者責任があるというふうに思います。その立場で、人事院として早急に検討の結論を出していただくというのを強く要望したいと思うんです。

最後に、官房長官に伺いたいんですが、昨年五月に総務庁の我が国の子供の数の調査と厚生省の人口問題に関する意識調査が発表されました。出生率の低下による少子化について、約八割の人が出生率を引き上げるために何らかの対策が必要だというふうに考えており、育児休業制度の充実の要求は非常に切実になっているというふうに思

ます。昨年度の社会保障制度審議会の答申でも、「出産、育児、介護等と就業との両立を支援する施策が推進されなければならない。このため、労働時間の短縮や弾力化、育児休業・介護休業の定着普及や休業期間中の経済的支援を進める」というふうにあります。

今、人事院総裁はさらに検討を進めると言われたわけですが、まさに男女共同参画社会を実現していくために、いわば常識的に見て不合理や明らかな矛盾については政府としても見直しをして解決のために努力をしていただきたいと思います。うんですが、最後にそのことについての御見解をいただいて、質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(堀山静六君) 今、委員御指摘の育児休業制度というか施策というか、そういう問題は必ずしも少子化という問題に直接連動するということにはなかなか考えづらい点もございますが、男女共同参画社会という意味では大変重要な施策でございますから、充実のために努力を払ってまいりたい、このように思います。

○笠井亮君 終わります。

○委員長(鎌田要人君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。

男女共同参画審議会設置法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鎌田要人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一三〇号)(第一二三号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一三七号)(第一三八号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一三九号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一四二号)(第一四七号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一四八号)(第一四九号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五八号)

第一三〇号 平成九年二月七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 仙台市太白区西の平一ノ二一ノ二

秋野はるじ 外百十八名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三三三号 平成九年二月七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七ノ六ノ一

○齊藤和雄 外二百九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三七号 平成九年二月十日受理

恩給欠格者の救済に関する請願(十通)

請願者 佐賀県小城市三日町大字久米七

九四ノ二 大石俊三郎 外二百一十一名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三八号 平成九年二月十日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 愛媛県今治市中寺一二ノ六 武田正次 外百十四名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三九号 平成九年二月十日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(四通)

請願者 仙台市宮城野区田子字二木二〇三

ノ一三 村松信一 外四十九名

紹介議員 依田 智治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四二号 平成九年二月十二日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 富山県西礪波郡福光町五、四二八

長谷川光男 外五十九名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四七号 平成九年二月十二日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡栗東町下戸山四七〇

ノ八 佐野岩男

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四八号 平成九年二月十二日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 香川県高松市勅使町一、二二四ノ

七 真鍋ヒロ 外九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四九号 平成九年二月十二日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 仙台市太白区西多賀五ノ七ノ二

八巻しん 外九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五三三号 平成九年二月十三日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 茨城県新治郡八郷町大字瓦谷三、

一四一 石田四郎 外十四名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五四号 平成九年二月十三日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 長崎市新大工町三ノ二一 青木信

子 外三百十五名

紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五五号 平成九年二月十三日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 福井県鯖江市深江町四ノ二二 山

田明 外十四名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五八号 平成九年二月十三日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 愛媛県松山市保免上一ノ二ノ一六

関家英男 外八十名

紹介議員 塩崎 恭久君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一六九号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一七〇号)(第一七一号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一七二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一七六号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一七八号)(第一七九号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一八〇号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一八一号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一八二号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第一九〇号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一九一号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第二一四号)(第二一七号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第二二〇号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願(第二二四号)

一、共済年金制度の堅持に関する請願(第二二七号)

一、戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍

条項撤廃、特別立法制定等に関する請願(第二三〇号)(第二三一号)(第二三二号)(第二三三

号)(第二三四号)(第二三五号)(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)

(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三

号)(第二四四号)(第二四五号)(第二四六号)(第二四七号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第二五三三号)(第二六一号)

一、恩給欠格者の救済に関する請願

第一六九号 平成九年二月十四日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 名古屋南区天白町三ノ四 今井

紹介議員 輝夫 外十名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七〇号 平成九年二月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 仙台市青葉区上愛子字上町七ノ九

紹介議員 佐藤キヨ 外百二名

紹介議員 萱野 茂君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七一号 平成九年二月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(二通)

請願者 長野県大町市大字大町四、一五一

紹介議員 石澤郁子 外百八十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七二号 平成九年二月十四日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 福井市三郎九二ノ一、六〇八 脇

紹介議員 本一夫 外一名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七六号 平成九年二月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(四通)

請願者 仙台市青葉区国分町三ノ八ノ一七

紹介議員 伊藤はる 外五十名

紹介議員 永野 茂門君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七八号 平成九年二月十四日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 名古屋市昭和区若柳町一ノ九 石

川修 外十名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七九号 平成九年二月十七日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡阿見町阿見二、〇六

紹介議員 一ノ一 高橋嘉久郎 外十四名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八〇号 平成九年二月十七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 仙台市太白区長町二ノ五ノ四八

紹介議員 奈良祐三子 外九名

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八一号 平成九年二月十七日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 山形県最上郡最上町大字黒沢五四

紹介議員 六 荒川義輝 外百六十四名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八二号 平成九年二月十七日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 京都府相楽郡木津町大字木津小字

紹介議員 内垣外一四ノ五 吉田康江 外

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九〇号 平成九年二月十八日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡岩室村西中一、四

名 芳男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九一号 平成九年二月十八日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町峠九〇ノ二七

紹介議員 七 石田寿美恵 外二十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一四号 平成九年二月十八日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 愛知県津島市東愛宕町三ノ六四ノ

紹介議員 二 村田治夫 外十名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一七号 平成九年二月十九日受理

恩給欠格者の救済に関する請願

請願者 富山県小矢部市末友七三五 今多

紹介議員 清一郎 外七十五名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇号 平成九年二月十九日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 青森県八戸市根城六ノ六ノ六二

紹介議員 沢平喜三郎 外十九名

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二四号 平成九年二月十九日受理

恩給欠格者の救済に関する請願(二通)

請願者 茨城県久慈郡大子町大子六七一

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二七号 平成九年二月十九日受理

共済年金制度の堅持に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町東三成二、六

紹介議員 九四 山根友美 外七百八十七名

紹介議員 片山虎之助君

本格的な高齢社会を目前にして、ますます財政事情も厳しさを加えている中、年金・医療・介護等福祉の長期的安定、さらに高齢者雇用制度の確立等適切な施策が求められている。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「公的年金制度の再編成の推進」に当たっては、公務員制度の一環である共済年金制度を堅持すること。

二、共済年金にかかわる職域年金相当部分については、公務員としての勤務の特殊性を勘案して、適正な給付水準を維持すること。

三、新制度間の遺族給付と退職(又は老齢)給付との間には併給調整の緩和が図られたが、旧制度の遺族給付と新制度の退職(又は老齢)給付との間にも適切な緩和が図られるよう改善すること。

四、将来に備えて、現役世代の負担に配慮するとともに、雇用と年金との適切な連係が損なわれないよう対策を講ずること。

第二三〇号 平成九年二月十九日受理

戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市曾根崎町一、〇三六

紹介議員 八十五 後藤健三 外二万七千七百

紹介議員 及川 一夫君

昭和二十七年四月、サンフランシスコ平和条約が発効すると我が国では戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定し、翌年には軍人恩給を復活し、「国家補償の精神に基づく」戦争被害者に対するの補償を進めてきた。しかし、援護法の対象は「日本国

籍」を持つ人だけに限られ、サンフランシスコ平和条約の発効後、日本国籍を喪失したとの扱いを受けた在日旧植民地出身者はこの「国籍条項」並びに「戸籍条項」のために受給対象から排除され、以降、一連の戦争犠牲者援護立法の対象からも除外されたままとなっている。また、政府は旧植民地出身者を「日本国籍者」として徴用しその後も納税義務を負わせながら、戦傷被害については補償もせず放置したままにしている。この状態は、憲法第十四条の法の下平等原則に反するものであり、重大な差別である。東京地裁は平成六年七月十五日の判決で「立法不作為」の状況にある旨を示し、さらに大阪地裁の七年十月十一日の判決は「在日韓国人に対して何らの補償もせず、重大な差別を生じさせる取扱いは、憲法第十四条違反の疑いがある」という主旨を示している。在日旧植民地出身者の戦傷病者及び遺族が高齢に達する中、特別立法の制定など一日も早い具体的解決が求められる。ついては、立法府としての責任を果たし、早急に差別的状況を解消するため、次の事項について実現を図りたい。

一、第二次大戦中、日本軍人軍属などとして、公務中に死亡又はけがをした在日旧植民地出身者に対して謝罪を行うこと。
二、元軍人・軍属などに補償するための一連の援護法の国籍条項・戸籍条項を撤廃し、在日旧植民地出身者を補償の対象とすること。
三、当事者の状況にかんがみ、当面緊急的な措置として、日本人と同等の救済を図るための特別立法を行うこと。

第二三二号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 愛媛県大洲市大洲九五一 篠原愛
義 外二万七千七百八十三名
紹介議員 大洲 絹子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三二四号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 東京都町田市南大谷一、四二六ノ
一九一 高谷東平 外二万七千七百八十三名
紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県浜松市住吉五ノ一七ノ一
鈴木隆行 外二万七千七百八十三名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知市朝倉五八五 森本慎子
外二万七千七百八十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

紹介議員 日下部椿代子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三七号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 埼玉県川越市神明町四三ノ二六
鈴木倫子 外二万七千七百八十三名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三八号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 広島市東区山根町二ノ四〇サン
クレオニ業二〇一 赤畑里美 外
二万七千七百八十三名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二三九号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 高知県土佐市用石五五ノ一 森正
一 外二万七千七百八十二名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四〇号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相南一ノ七ノ一
〇 大木悦子 外二万七千七百八十三名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四一号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四二号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相原三ノ一九ノ
四 小林征子 外二万七千七百八十三名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 広島市中区舟入南三ノ一九ノ二五
牛島ひとみ 外二万七千七百八十三名
紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四四号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 東京都町田市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四五号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市岡本二ノ一二ノ一
九 宗田幸彦 外二万七千七百八十三名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四二二号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相原三ノ一九ノ
四 小林征子 外二万七千七百八十三名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四三三号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 広島市中区舟入南三ノ一九ノ二五
牛島ひとみ 外二万七千七百八十三名
紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四四号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 東京都町田市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四五号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四六号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四七号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四八号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二四九号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

第二五〇号 平成九年二月十九日受理
戦争犠牲者援護関係諸法の国籍条項・戸籍条項撤廃、特別立法制定等に関する請願
請願者 静岡県静岡市南つくし野二ノ一〇
ノ二 杉本信夫 外二万七千七百八十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二三〇号と同じである。

三月七日本委員会に左の案件が付託された。

請願者 新潟県東頸城郡松之山町浦田二、
九一四 竹内スイ 外二百四十三
名

諸願者 宮城県玉造郡岩出山町宇上川原町
三二 富岡富子 外十九名

請願者 茨城県新治郡出島村大字坂七七
磯山喜恵 外百三十七名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一八号 平成九年二月二十五日受理

元日赤看護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 青森市篠田三ノ一ノ一〇 花田
ミキ 外三十七名

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三一八号 平成九年二月二十五日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 神戸市北区有馬町一六 垣田ひ
ろ子

紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第三二二号 平成九年二月二十五日受理
元日赤看護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 仙台市太白区長町南三ノ四ノ一
佐竹恭子 外二十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三三二号 平成九年二月二十六日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 長野県飯田市仲之町三〇三 小島
恵蔵

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第三三四号 平成九年二月二十六日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 茨城県真壁郡大和村大字羽田六〇
松本彦一 外十四名

紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五五号 平成九年二月二十六日受理
元日赤看護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(二通)
請願者 鳥取市東町一ノ一二七 岩垣政枝
外十九名

紹介議員 常田 享祥君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三五六号 平成九年二月二十七日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 神戸市須磨区若草町二ノ一一ノ三
城野益明

紹介議員 鴻池 祥泰君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第三五九号 平成九年二月二十七日受理
共済年金制度の堅持に関する請願
請願者 埼玉県和光市新倉一ノ一三ノ一五
本橋喬

紹介議員 関根 則之君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第三七一号 平成九年二月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県洲本市安平町古宮四三五
坂井保 外二十五名

紹介議員 鴻池 祥泰君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七四号 平成九年二月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県姫路市豊富町御蔭三、二七
八ノ二九 松田勇 外十五名

紹介議員 小山 孝雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七五号 平成九年二月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡茨城町長岡三、〇

八五 三田村辰三 外十四名
紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七六号 平成九年二月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県姫路市白浜町甲 横治稔
外十五名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七七号 平成九年二月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県神崎郡神崎町東柏尾三六二
坂田浩 外十五名

紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八三号 平成九年二月二十七日受理
恩給欠格者の救済に関する請願
請願者 兵庫県氷上郡春日町多利二、〇二
〇 能勢正夫 外十五名

紹介議員 芦尾 長司君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八四号 平成九年二月二十七日受理
元日赤看護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡三和町蚊焼二、一
二九ノ一 高比良マシヨ 外三十
九名

紹介議員 鈴木 正孝君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、国家公務員法の一部を改正する法律案(衆)
一、恩給法等の一部を改正する法律案
一、男女共同参画審議会設置法案

国家公務員法の一部を改正する法律案
国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の
一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

第十八条 第八八条の六の規定の適用について
は、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、
労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率
的な運営に資するため、当分の間、同条第三項
中「五年」とあるのは、「七年以下」の範囲内で人
事院規則で定める期間とする。

附則
この法律は、平成九年四月一日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一
部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、五五五、〇〇〇円」を
「五、六〇二、〇〇〇円」に、「四、六二九、〇〇
〇円」を「四、六六八、〇〇〇円」に、「三、八一
二、〇〇〇円」を「三、八四四、〇〇〇円」に、
「三、〇一六、〇〇〇円」を「三、〇四二、〇〇〇
円」に、「二、四四一、〇〇〇円」を「二、四六
二、〇〇〇円」に、「一、九七三、〇〇〇円」を
「一、九九〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、九一〇、〇〇〇円」を
「五、九六〇、〇〇〇円」に、「四、九〇一、〇〇
〇円」を「四、九四三、〇〇〇円」に、「四、二〇
五、〇〇〇円」を「四、二四一、〇〇〇円」に、
「三、四五五、〇〇〇円」を「三、四八四、〇〇〇
円」に、「二、七七一、〇〇〇円」を「二、七九
五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、二一六、六〇〇円」を
「五、二六〇、九〇〇円」に、「四、八一九、〇〇
〇円」を「四、八六〇、〇〇〇円」に、「四、六一
八、四〇〇円」を「四、六五七、七〇〇円」に、
「四、四五九、四〇〇円」を「四、四九七、三〇〇

円」に、「三、一四六、三〇〇円」を「三、一七三、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、三〇〇円」を「三、〇二五、八〇〇円」に、「二、七〇五、五〇〇円」を「二、七二八、五〇〇円」に、「二、二一一、〇〇〇円」を「二、二二九、八〇〇円」に、「二、一二六、九〇〇円」を「二、一四五、〇〇〇円」に、「二、九八八、六〇〇円」を「二、〇〇五、五〇〇円」に、「二、九三三、六〇〇円」を「二、九五〇、〇〇〇円」に、「一、八七七、二〇〇円」を「一、八九三、二〇〇円」に、「一、六五三、二〇〇円」を「一、六六七、三〇〇円」に、「二、四六六、四〇〇円」を「一、四七八、九〇〇円」に、「一、四一四、九〇〇円」を「一、四二六、九〇〇円」に、「一、三七八、八〇〇円」を「一、三九〇、五〇〇円」に、「一、三四六、七〇〇円」を「一、三五八、一〇〇円」に、「一、三一四、八〇〇円」を「一、三二六、〇〇〇円」に、「二、二六三、六〇〇円」を「一、二七四、三〇〇円」に、「二、七六〇、〇〇〇円」を「一、七七五、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、二二六、六〇〇円」を「五、二六〇、九〇〇円」に、「四、八一九、〇〇〇円」を「四、八六〇、〇〇〇円」に、「四、六一八、四〇〇円」を「四、六五七、七〇〇円」に、「四、四五九、四〇〇円」を「四、四九七、三〇〇円」に、「三、一四六、三〇〇円」を「三、一七

三、〇〇〇円に、「二、七〇五、五〇〇円」を
「二、七二八、五〇〇円」に、「二、五六九、二〇〇
円」を「二、五九一、〇〇〇円」に、「二、一
六、九〇〇円」を「二、一四五、〇〇〇円」に、
「二、九八八、六〇〇円」を「二、〇〇五、五〇〇
円」に、「二、八七七、二〇〇円」を「一、八九
三、二〇〇円」に、「一、七六三、九〇〇円」を
「一、七七八、九〇〇円」に、「一、六五三、二〇〇
円」を「一、六六七、三〇〇円」に、「一、六〇
二、七〇〇円」を「一、六一六、三〇〇円」に、
「一、五一一、〇〇〇円」を「一、五二三、八〇
〇円」に、「一、三四六、七〇〇円」を「一、三五
八、一〇〇円」に、「一、三三四、八〇〇円」を
「一、三三六、〇〇〇円」に、「一、二六三、六
〇円」を「一、二七四、三〇〇円」に、「一、三六
九、〇〇〇円」を「一、三八一、〇〇〇円」に改め
る。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十
八年法律第百五十五号）の一部を次のように改
正する。

附則第二十七条ただし書中「百七十六万円」を
「百七十七万五千円」に、「百三十六万九千円」を
「百三十八万千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第四中「一、七九八、〇〇〇円」を「一、八一三、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、六三六、〇〇〇円」を「一、六五〇、〇〇〇円」に、「一、三二三、〇〇〇円」を「一、三三四、〇〇〇円」に、「一、〇五六、〇〇〇円」を「一、〇六五、〇〇〇円」に、「九三三、〇〇〇円」を「九四一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三條關係)

中尉	二、四六六、八〇〇円
少尉	二、一一五、四〇〇円
准士官	一、八九三、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、五六五、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四七八、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、四二六、九〇〇円
兵	一、三二六、〇〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。

階級	俵定 俸給 年額
大將	七、七九二、〇〇〇円
中將	六、九九七、八〇〇円
少將	五、五二一、五〇〇円
大佐	四、八六〇、〇〇〇円
中佐	四、四九七、三〇〇円
少佐	三、六五七、〇〇〇円
大尉	三、〇二五、八〇〇円

假 定 俸 給 年 額	金 額
七、七九二、〇〇〇円	七、四二五、四〇〇円
六、九九七、八〇〇円	六、六五八、七〇〇円
五、五二一、五〇〇円	五、二六〇、九〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	四、四九七、三〇〇円
四、四九七、三〇〇円	四、二五〇、五〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	三、三六〇、二〇〇円
三、〇二五、八〇〇円	二、七二八、五〇〇円
二、四六六、八〇〇円	二、一四五、〇〇〇円
二、一一五、四〇〇円	一、八九三、二〇〇円
一、八九三、二〇〇円	一、六六七、三〇〇円
一、五六五、七〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
一、四七八、九〇〇円	一、三二六、〇〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、二七四、三〇〇円
一、三二六、〇〇〇円	一、一二一、七〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
七、七九二、〇〇〇円	八、一七九、四〇〇円
六、九九七、八〇〇円	七、二九六、一〇〇円
五、五二一、五〇〇円	六、一七四、二〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	五、三八七、一〇〇円
四、四九七、三〇〇円	五、〇六一、二〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	四、〇三九、七〇〇円
三、〇二五、八〇〇円	三、三六〇、二〇〇円
二、四六六、八〇〇円	二、六七七、五〇〇円
二、一一五、四〇〇円	二、三四二、三〇〇円
一、八九三、二〇〇円	二、一一五、四〇〇円
一、五六五、七〇〇円	一、七二二、七〇〇円
一、四七八、九〇〇円	一、六一六、三〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、五六五、七〇〇円
一、三二六、〇〇〇円	一、四二六、九〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
三、〇二五、八〇〇円	三、三二一、五〇〇円
二、四六六、八〇〇円	二、五九一、〇〇〇円
二、一一五、四〇〇円	二、三四二、三〇〇円
一、八九三、二〇〇円	二、一一五、四〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
三、〇二五、八〇〇円	三、六五七、〇〇〇円
二、四六六、八〇〇円	二、八七六、一〇〇円
二、一一五、四〇〇円	二、五九一、〇〇〇円
一、八九三、二〇〇円	二、三四二、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百三十六万九千円」を「百三十八万七千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成八年四月分」を「平成九年四月分」に改め、同項の表中「一、〇九五、五〇〇円」を「一、〇八八、八〇〇円」に、「八二四、六〇〇円」を「八三一、六〇〇円」に、「六五九、七〇〇円」を「六六五、三〇〇円」に、「五四九、八〇〇円」を「五五四、四〇〇円」に、「七六八、八〇〇円」を「七七五、三〇〇円」に、「五七六、六〇〇円」を「五八一、五〇〇円」に、「四六一、三〇〇円」を「四六五、二〇〇円」に、「三八四、四〇〇円」を「三八七、七〇〇円」に改め、同条第四項中「平成八年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「四、二三五、〇〇〇円」を「四、二七一、〇〇〇円」に、「三、五三二、三〇〇円」を「三、五六二、三〇〇円」に、「二、一九九、三〇〇円」を「二、九四四、一〇〇円」に、「二、三三四、〇〇〇円」を「二、三三三、七〇〇円」に、「一、八八一、九〇〇円」を「一、八九七、九〇〇円」に、「一、五二五、〇〇〇円」を「一、五三八、〇〇〇円」に、「一、三八六、三〇〇円」を「一、三九八、一〇〇円」に、「一、二六一、八〇〇円」を「一、二七二、五〇〇円」に、「一、〇一四、五〇〇円」を「一、〇二三、一〇〇円」に、「八一九、八〇〇円」を「八二

六、八〇〇円」に、「七二二、一〇〇円」を「七二七、二〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万三千六百円」を「二十六万三千九百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万六千円」を「十五万八千円」に改め、同条第二項中「十三万二千六百円」を「十三万三千八百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十八万四千四百円」を「三十八万七千七百円」に、「二十八万八千三百円」を「二十九万八千八百円」に改め、同条第四項中「八万五千五百十円」を「八万六千五百十円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という)附則第十条第一項に規定する旧軍人(附則第十条において「旧軍人」という)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十条において「旧軍人」という)を除く。)に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。)の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)

第四條 平成九年三月三十一日以前に給付事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五條 第七項の増加恩給については、平成九年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)

第六條 傷病年金については、平成九年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)

第七條 特例傷病恩給については、平成九年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)

(扶助料等に関する経過措置)

第八條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成九年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九條 傷病者遺族特別年金については、平成九年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によって算出して得る。

た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十條 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二條 平成九年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わなかった場合におけることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額

仮定俸給年額

一、一三三、二〇〇円	一、一二二、七〇〇円
一、一六二、六〇〇円	一、一七二、五〇〇円
一、二一三、三〇〇円	一、二二三、六〇〇円
一、二六三、六〇〇円	一、二七四、三〇〇円
一、三一四、八〇〇円	一、三二六、〇〇〇円
一、三四六、七〇〇円	一、三五八、一〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
一、四六六、四〇〇円	一、四七八、九〇〇円
一、五一一、〇〇〇円	一、五二三、八〇〇円
一、五五二、五〇〇円	一、五六五、七〇〇円
一、六〇二、七〇〇円	一、六一六、三〇〇円
一、六五三、二〇〇円	一、六六七、三〇〇円
一、七〇八、二〇〇円	一、七二二、七〇〇円
一、七六三、九〇〇円	一、七七八、九〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、八四八、九〇〇円
一、八七七、二〇〇円	一、八九三、二〇〇円
一、九三三、六〇〇円	一、九五〇、〇〇〇円
一、九八八、六〇〇円	一、一〇〇五、五〇〇円
二、〇九七、六〇〇円	二、一一五、四〇〇円
二、一二六、九〇〇円	二、一四五、〇〇〇円
二、二二一、〇〇〇円	二、二二九、八〇〇円
二、三三二、六〇〇円	二、三四二、三〇〇円
二、四四六、〇〇〇円	二、四六六、八〇〇円
二、五〇九、二〇〇円	二、五三〇、五〇〇円
二、五六九、二〇〇円	二、五九一、〇〇〇円
二、六五四、九〇〇円	二、六七七、五〇〇円

二、七〇五、五〇〇円	二、七二八、五〇〇円
二、八五一、九〇〇円	二、八七六、一〇〇円
二、九二四、五〇〇円	二、九四九、四〇〇円
三、〇〇〇、三〇〇円	三、〇二五、八〇〇円
三、一四六、三〇〇円	三、一七三、〇〇〇円
三、二九三、五〇〇円	三、三二一、五〇〇円
三、三三一、九〇〇円	三、三六〇、二〇〇円
三、四五三、五〇〇円	三、四八二、九〇〇円
三、六二六、二〇〇円	三、六五七、〇〇〇円
三、七九七、一〇〇円	三、八二九、四〇〇円
三、九〇二、七〇〇円	三、九三五、九〇〇円
四、〇〇五、七〇〇円	四、〇三九、七〇〇円
四、二二四、七〇〇円	四、二五〇、五〇〇円
四、四一九、二〇〇円	四、四五六、八〇〇円
四、四五九、四〇〇円	四、四九七、三〇〇円
四、六一八、四〇〇円	四、六五七、七〇〇円
四、八一九、〇〇〇円	四、八六〇、〇〇〇円
五、〇一八、五〇〇円	五、〇六一、二〇〇円
五、二二六、六〇〇円	五、二六〇、九〇〇円
五、三四一、七〇〇円	五、三八七、一〇〇円
五、四七五、〇〇〇円	五、五二一、五〇〇円
五、七三一、八〇〇円	五、七八〇、五〇〇円
五、九九一、四〇〇円	六、〇四二、三〇〇円
六、一二二、二〇〇円	六、一七四、二〇〇円
六、二四六、三〇〇円	六、二九九、四〇〇円
六、四九二、七〇〇円	六、五四七、九〇〇円
六、六〇二、六〇〇円	六、六五八、七〇〇円
六、七二四、〇〇〇円	六、七八一、二〇〇円
六、九三八、八〇〇円	六、九九七、八〇〇円

七、一五五、九〇〇円	七、二一六、七〇〇円
七、一九六、三〇〇円	七、二五七、五〇〇円
七、二三四、六〇〇円	七、二九六、一〇〇円
七、二七二、九〇〇円	七、三三四、七〇〇円
七、三六二、八〇〇円	七、四二五、四〇〇円
七、五四四、七〇〇円	七、六〇八、八〇〇円
七、七二六、三〇〇円	七、七九二、〇〇〇円
七、八一六、二〇〇円	七、八八二、六〇〇円
七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、一一三、二〇〇円未満の場合又は七、九〇八、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一、〇〇八五を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

男女共同参画審議会設置法案
男女共同参画審議会設置法

(目的及び設置)

第一条 男女の人權が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。以下同じ。）の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指

名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第六條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七條 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出しを「港灣調整審議会」に改め、同条第一項を次のように改める。

本府に、港灣調整審議会を置く。

第八條中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第一項に掲げる審議会」及び「これらの審議会」を「港灣調整審議会」に改め、同項を同条第三項とする。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に關する請願(第三八五号)(第三九〇号)

一、恩給欠格者の救済に關する請願(第四〇八号)(第四〇九号)

一、AWACS(空中警戒管制機)・空中給油機の導入とTMD(戦域ミサイル防衛計画)の中止・撤回等に関する請願(第四三二号)

一、恩給欠格者の救済に關する請願(第四四四号)

号)(第四四五号)

一、共済年金制度の堅持に關する請願(第四八三号)

一、恩給欠格者の救済に關する請願(第四八七号)

一、共済年金制度の堅持に關する請願(第四九一号)

第三八五号 平成九年二月二十八日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に關する請願

請願者 静岡県藤枝市末広二ノ六ノ六 齊藤豊治 外十九名

紹介議員 鈴木 正孝君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三九〇号 平成九年二月二十八日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に關する請願

請願者 仙台市青葉区荒巻中央四ノ八 加藤茂 外九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四〇八号 平成九年二月二十八日受理
恩給欠格者の救済に關する請願

請願者 茨城県結城郡千代川村原九八六 吉原正明 外十六名

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇九号 平成九年二月二十八日受理
恩給欠格者の救済に關する請願(三通)

請願者 静岡県富士宮市城北町四三八 吉田峯康 外四十四名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三二号 平成九年三月三日受理

AWACS(空中警戒管制機)・空中給油機の導入とTMD(戦域ミサイル防衛計画)の中止・撤回等に関する請願

請願者 静岡県浜松市天王町八〇三 竹内康人 外二千三百名

紹介議員 栗原 君子君

政府はAWACS(空中警戒管制機)四機の導入を決め、航空自衛隊浜松基地への配備(平成九年度末)を予定している。平成九年度以降の予算では空中給油機も導入(浜松配備)されようとしている。またベトリオットミサイル、イージス艦の導入が進み、AWACSを組み込んだTMD(戦域ミサイル防衛)計画が検討されている。AWACS一機が約五百五十億円、空中給油機一機が約百八十億円であり、維持費を加えれば五千億円を超え、TMD計画の費用は数兆円とされている。

にもかかわらず政府は戦争犯罪(強制連行・慰安婦・細菌戦等)の事実を隠ぺいし、アジアの戦争被害者への個人補償を拒否している。そして、憲法第九条に違反して軍拡を進め海外派兵を繰り返している。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、AWACS・空中給油機の導入とTMD計画を中止・撤回すること。

二、これらの軍事予算をアジアの戦争被害者への国家賠償費に充てること。

第四四四号 平成九年三月五日受理
恩給欠格者の救済に關する請願

請願者 神戸市長田区水笠通六ノ一七ノ一 三 灘重郎 外二十五名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四五号 平成九年三月五日受理
恩給欠格者の救済に關する請願(三通)

請願者 静岡県藤枝市上蔵田一ノ三ノ五六 酒井清次 外二十九名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八三号 平成九年三月六日受理
共済年金制度の堅持に關する請願(三通)

請願者 横浜市港南区上永谷二ノ一四ノ一 五 市川清洲 外一名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第四八七号 平成九年三月六日受理
恩給欠格者の救済に關する請願

請願者 福岡県行橋市泉中央六ノ二ノ一六 松下六三郎 外十三名

紹介議員 鈴木 正孝君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四九一号 平成九年三月六日受理
共済年金制度の堅持に關する請願

請願者 岐阜市石谷三八三 遠山秀史

紹介議員 笠原 潤一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

平成九年四月四日印刷

平成九年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局